

VI 参 考 资 料

1 地方（選挙区）選出議員選挙における候補者別得票数及び当選人（◎は当選人）

選挙 執行 期日	受付 番号	受付 月日	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日 (年齢)	党 派	職 業	得票数
昭和 22年 4月 20日	◎1	3.20	こばやし えいぞう 小林 英三	男	埼玉県川口市本町4丁目183番地	明25.11.9 (54歳)	自 由 党	会 社 社 長	172,232
	2	"	さとう ぬいこ 佐藤 ぬい子	女	埼玉県浦和市常磐町7丁目41番地	明33.5.5 (46歳)	無 所 属	箏 曲 教 授	41,149
	◎3	3.21	あまた かつまさ 天田 勝正	男	埼玉県大里郡妻沼町 大字妻沼1,448番地	明39.3.15 (41歳)	日本社会党	会 社 員	139,946
	◎4	3.22	いしかわ ひとよし 石川 一衛	"	埼玉県児玉郡本庄町4,157番地	明19.9.30 (60歳)	日本進歩党	会 社 重 役	97,564
	5	3.24	すぎはら けいぞう 杉原 圭三	"	埼玉県南埼玉郡久喜町 大字久喜本485番地	明34.8.21 (45歳)	日本共産党	会 社 員	27,186
	◎6	3.26	ひらひら ぼんたろう 平沼 彌太郎	"	埼玉県入間郡名栗村 大字上名栗3,193番地	明25.6.25 (54歳)	日本自由党	山 林 業	147,784
昭和 25年 6月 4日	◎1	5.4	うえはら しょうきち 上原 正吉	男	埼玉県北葛飾郡杉戸町清地245	明30.12.26 (52歳)	自 由 党	会 社 社 長	224,385
	2	"	まつざき あさじ 松崎 朝治	"	埼玉県熊谷市石原743	明36.9.10 (46歳)	自 由 党	会 社 社 長	186,515
	3	"	うし くぼ そうきち 牛窪 宗吉	"	埼玉県入間郡福岡村 大字上福岡1,536	明40.4.27 (43歳)	日本共産党	政 党 役 員	48,691
	◎4	"	まつなが よしお 松永 義雄	"	埼玉県北足立郡蕨町御殿町4,231	明24.7.15 (58歳)	日本社会党	弁 護 士	250,646
	5	5.6	おがわ やちよ 小川 八千代	女	埼玉県北埼玉郡手子林村 字下手子林766	大5.1.10 (34歳)	親米博愛 勤労党	会 社 副 社 長	52,317
昭和 28年 4月 24日	◎1	3.24	こばやし えいぞう 小林 英三	男	埼玉県川口市本町4の183	明25.11.9 (60歳)	自 由 党	会 社 社 長	256,818
	◎2	"	あまた かつまさ 天田 勝正	"	埼玉県熊谷市熊谷1,137	明39.3.15 (47歳)	日本社会党	政 党 役 員	256,571
	3	3.25	いとう ちやうざぶろう 伊藤 長三郎	"	埼玉県川越市大字川越778	明38.10.28 (47歳)	自 由 党	会 社 重 役	196,828
	4	"	ふるすえ けんいち 古末 憲一	"	埼玉県北埼玉郡加須町1,050	明40.10.17 (45歳)	日本共産党	政 党 役 員	20,191
昭和 30年 6月 5日 (補欠)	◎1	5.8	えんどう りうさく 遠藤 柳作	男	埼玉県北葛飾郡幸手町 大字千塚1,682	明19.3.18 (69歳)	無 所 属	会 社 重 役	136,105
	2	5.9	たけまさ そういちろう 武正 総一郎	"	埼玉県北埼玉郡大越村 大字大越894	明44.7.3 (43歳)	無 所 属	農 業	67,355
	3	5.15	はら とらいち 原 虎一	"	埼玉県大宮市天沼2の48	明30.11.16 (57歳)	日本社会党	団 体 役 員	133,823
昭和 31年 7月 8日	1	6.12	よしの さじ 吉野 佐次	男	埼玉県浦和市高砂町5の91	明37.8.10 (51歳)	日本社会党	医 師	213,888
	◎2	"	うえはら しょうきち 上原 正吉	"	埼玉県春日部市8の325	明30.12.26 (58歳)	自由民主党	会 社 社 長	221,602
	3	"	きむら とよたろう 木村 豊太郎	"	埼玉県川越市喜志町355	大3.1.1 (42歳)	日本共産党	政 党 役 員	19,858
	◎4	"	おおさわ ゆういち 大沢 雄一	"	埼玉県浦和市別所2,048	明35.12.13 (53歳)	自由民主党	無 職	317,181

選挙 執行 期日	受付 番号	受付 月日	ふりが な 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日 (年齢)	党 派	職 業	得票数
昭和34年 6月2日	1	5.7	きむら とよたろう 村 豊太郎	男	埼玉県川越市喜志町355	大3.1.1 (45歳)	日本共産党	政党役員	26,292
	◎2	"	こばやし えいぞう 小 林 英 三	"	埼玉県川口市本町4の183	明25.11.9 (66歳)	自由民主党	会社重役	263,753
	3	"	たかはし しょうじろう 高 橋 庄次郎	"	埼玉県蕨市大字蕨5,667	明45.7.23 (46歳)	自由民主党	会社重役	182,522
	◎4	"	あまだ かつまさ 天 田 勝 正	"	埼玉県熊谷市大字熊谷1,137	明39.3.15 (53歳)	日本社会党	政党役員	255,944
昭和35年 11月20日 (補欠)	◎1	10.26	おお いずみ かん ぞう 大 泉 寛 三	男	埼玉県川口市領家町3,900番地	明27.9.4 (66歳)	自由民主党	会社役員	544,734
	2	"	ひご とおる 肥 後 亨	"	島根県隠地郡五箇村竹島	大15.3.25 (34歳)	無所属	信用金庫員 役員	辞退
	3	10.27	せ や ひで ゆき 瀬 谷 英 行	"	埼玉県熊谷市大字石原2288番地	大8.2.28 (41歳)	日本社会党	団体役員	358,387
昭和37年 7月1日	1	6.7	おお いずみ かん ぞう 大 泉 寛 三	男	埼玉県川口市領家町3,900番地	明27.9.4 (67歳)	自由民主党	会社役員	218,686
	◎2	"	せ や ひで ゆき 瀬 谷 英 行	"	埼玉県熊谷市大字石原2,288番地	大8.2.28 (43歳)	日本社会党	団体役員	250,789
	◎3	"	うえ はら しょう きち 上 原 正 吉	"	埼玉県春日部市大字八丁目325	明30.12.26 (64歳)	自由民主党	会社社長	371,953
	4	"	きた おか がん 北 岡 厳	"	埼玉県春日部市牛島602の1	明38.12.12 (56歳)	民主社会党	経営主	51,139
	5	"	ふる すえ けん いち 古 末 憲 一	"	埼玉県加須市大字加須1,050	明40.10.17 (54歳)	日本共産党	政党役員	29,368
	6	"	さら しな よう じ 更 科 要 次	"	埼玉県北葛飾郡鷺宮町八甫1,375	明36.11.3 (58歳)	無所属	無職	6,960
昭和40年 7月4日	◎1	6.10	つち や よし ひこ 土 屋 義 彦	男	埼玉県春日部市大字八丁目325	大15.5.31 (39歳)	自由民主党	会社役員	298,592
	2	"	こばやし えいぞう 小 林 英 三	"	埼玉県川口市本町4丁目183	明25.11.9 (72歳)	自由民主党	会社会長	292,254
	3	"	せ がわ げん すけ 瀬 川 源 助	"	埼玉県大宮市寿能町2の75	明33.10.20 (64歳)	民主社会党	政党役員	59,407
	◎4	"	もり かつ じ 森 勝 治	"	埼玉県浦和市高砂3の2の7	大4.10.11 (49歳)	日本社会党	団体役員	331,709
	5	"	わた なべ みつぐ 渡 辺 貢	"	埼玉県浦和市領家401	昭3.3.4 (37歳)	日本共産党	政党役員	47,472
昭和23年 7月7日	◎1	6.13	うえ はら しょう きち 上 原 正 吉	男	埼玉県春日部市大字八丁目325	明30.12.26 (70歳)	自由民主党	会社社長	670,945
	◎2	"	せ や ひで ゆき せ や 英 行	"	埼玉県熊谷市大字石原2,288	大8.2.28 (49歳)	日本社会党	団体役員	420,774
	3	"	わた なべ みつぐ 渡 辺 みつぐ	"	埼玉県浦和市領家4の23の3	昭3.3.4 (40歳)	日本共産党	政党役員	120,581
	◎1	6.4	つち や よし ひこ 土 屋 義 彦	男	埼玉県春日部市大字八丁目325	大15.5.31 (45歳)	自由民主党	会社役員	553,308

選挙 執行 期日	受付 番号	受付 月日	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日 (年齢)	党 派	職 業	得票数
昭和 46年 6月 27日	◎2	"	もり かつじ 森 かつじ	"	埼玉県浦和市高砂3の2の7	大4.10.11 (55歳)	日本社会党	政党役員	488,462
	3	"	いづか 飯塚 ひろゆき	"	埼玉県与野市大字大戸468番地	昭5.6.13 (41歳)	日本共産党	政党役員	206,095
昭和 49年 7月 7日	1	6.4	いづか ひろ ゆき 飯塚 博之	男	埼玉県与野市大字大戸468番地	昭5.6.13 (44歳)	日本共産党	政党役員	326,542
	◎2	6.14	うえ はら しょう きち 上原 正吉	"	埼玉県春日部市大字八丁目325番地	明30.12.26 (76歳)	自由民主党	会社役員	549,776
	3	"	おお なり まさ お 大成 正雄	"	埼玉県大宮市三橋1丁目1,519番地	大10.11.23 (52歳)	自由民主党	団体役員	309,983
	4	"	わ だ きよ し 和田 清志	"	埼玉県秩父市上野町8番2号	昭10.4.11 (39歳)	公明党	団体役員	274,167
	◎5	"	せ や ひで ゆき せや 英行	"	埼玉県熊谷市本石2丁目124番地	大8.2.28 (55歳)	日本社会党	団体役員	566,655
	6	6.15	たか ぎ よう じ 高木 要次	"	埼玉県加須市大字南大桑1,415番地	明36.11.3 (70歳)	無所属	無職	22,028
昭和 52年 7月 10日	1	6.17	よし かわ はる こ 吉川 春子	女	埼玉県春日部市六軒町77番地	昭15.11.26 (36歳)	日本共産党	政党役員	334,328
	2	"	し みず とく まつ 清水 徳松	男	埼玉県川越市寺尾187番地の1	大12.3.20 (54歳)	日本社会党	党役員	377,863
	◎3	"	もりた じゅう ろう もりた 重郎	"	埼玉県浦和市常盤4丁目10番3号	大11.4.14 (55歳)	新自由 クラブ	新自由クラ ブ政策委員	417,571
	4	"	にし だ ひで お 西田 英郎	"	埼玉県南埼玉郡宮代町 宮代1丁目6番20号	昭14.4.5 (38歳)	社会市民 連合	大学助教授	187,138
	◎5	"	つち や よし ひこ 土屋 義彦	"	埼玉県春日部市大字八丁目325番地	大15.5.31 (51歳)	自由民主党	団体役員	659,169
	6	"	おお しま さと 大島 さと子	女	埼玉県春日部市備後1,889番地6	昭3.4.13 (49歳)	革新 自由連合	主婦	45,690
昭和 55年 6月 22日	◎1	5.30	な お りょう こう 名尾 良孝	男	埼玉県浦和市仲町2丁目7番5号	大6.3.18 (63歳)	自由民主党	弁護士	827,661
	◎2	"	せ や ひで ゆき せや 英行	"	埼玉県熊谷市本石2丁目124番地	大8.2.28 (61歳)	日本社会党	団体役員	604,635
	3	"	まき まさ と 牧 雅人	"	埼玉県所沢市緑町1丁目15番10-401号	昭22.8.3 (32歳)	マルクス主義 労働者同盟	会社員	27,184
	4	"	と き ゆう ぞう 土岐 雄三	"	埼玉県浦和市常盤6丁目10番15号	明40.6.16 (73歳)	無所属	著述業	425,769
	5	"	や じま つねお 矢島 つねお	"	埼玉県川越市新宿町6丁目21番地43	昭6.11.15 (48歳)	日本共産党	政党役員	340,356
昭和 58年 6月 26日	1	6.3	ふじの やす ひろ 秦 弘	男	埼玉県上尾市大字原市3,873番地の12	昭17.6.21 (41歳)	日本共産党	政党役員	214,657
	2	"	いし かわ はち ろう 石川 八郎	"	東京都立川市錦町6丁目8番10号	昭7.12.27 (50歳)	日本国民 政治連合	政治犯罪研 究所理事長	18,233
	3	"	ただまつ ゆう じ ただまつ 祐治	"	埼玉県浦和市元町1丁目20番8号	大9.6.28 (62歳)	日本社会党	政党役員	375,471

選挙 執行 期日	受付 番号	受付 月日	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日 (年齢)	党 派	職 業	得票数
	◎4	"	もり た じゅう ろう 森 田 重 郎	"	埼玉県秩父市上町2丁目7番11号	大11.4.14 (61歳)	新自由クラブ 民主連合	参議院議員	563,811
	5	"	すず き あつ とし 鈴 木 厚 利	"	東京都江戸川区東葛西8丁目6番3号	昭12.10.25 (45歳)	田中角栄を 政界から追放 する勝手連	地方公務員	47,572
	◎6	"	つちや よし ひこ つちや 義 彦	"	埼玉県春日部市 大字八丁目325番地	大15.5.31 (57歳)	自由民主党	団体役員	605,516
昭和 61年 7月 6日	◎1	6.18	な お りょう こう 名 尾 良 孝	男	埼玉県浦和市仲町2丁目7番5号	大6.3.18 (69歳)	自由民主党	弁 護 士	563,504
	◎2	"	せ や ひで ゆき せ や 英 行	"	埼玉県熊谷市本石2丁目124番地	大8.2.28 (67歳)	日本社会党	団体役員	698,600
	3	"	わたなべ 渡辺 よしのぶ	"	埼玉県所沢市並木 3丁目1番地12-711	昭22.8.3 (38歳)	社会主義 労働者党	政党役員	46,877
	4	"	ふじの やす ひろ ふじの 泰 弘	"	埼玉県上尾市大字原市3,873番地 の12東大宮ハウス1-404	昭17.6.21 (44歳)	日本共産党	政党役員	299,426
	5	"	しみず けん じろう しみず 堅次郎	"	埼玉県坂戸市本町2番13号	大11.7.1 (64歳)	自由民主党	病 院 長	546,807
	6	"	みや べ ひろし 宮 部 寛	"	東京都八丈島八丈町 大賀郷5,465番地2	昭23.2.1 (38歳)	日本みどりの 連 合	俳 優	33,897
	7	"	いし い まさ ひろ 石 井 正 弘	"	東京都大田区田園調布 1丁目15番1号	昭9.7.15 (51歳)	教 育 党	政党役員	63,248
	8	"	にの みや こ 二 宮 さき子	女	東京都江東区白河1丁目6番3号	大15.8.3 (59歳)	教 育 党	政党役員	81,480
	9	"	あい はら のり じゅ 相 原 徳 壽	男	東京都中央区勝どき2丁目1番地	昭18.3.7 (43歳)	環 境 党	会 社 役 員	21,624
平成 元年 7月 23日	1	7.5	さぶり かず あき さぶり 一 昭	男	埼玉県南埼玉郡白岡町 大字上野田737番地の19	昭9.7.7 (55歳)	民 社 党	団体役員	223,233
	2	"	ふじの やす ひろ ふじの 泰 弘	"	埼玉県上尾市大字原市3,873番地 の12東大宮ハウス1-404	昭17.6.21 (47歳)	日本共産党	政党役員	248,002
	◎3	"	つちや よし ひこ つちや 義 彦	"	埼玉県春日部市 大字八丁目325番地	大15.5.31 (63歳)	無 所 属	会 社 役 員	627,275
	4	"	しな がわ き よ こ 品 川 喜代子	女	埼玉県草加市旭町3丁目5番3号 銀河ビル	昭32.6.25 (32歳)	緑 の 党	政党役員	42,858
	5	"	ふく しま しげ お 福 島 茂 夫	男	埼玉県本庄市千代田1丁目1番18号	大6.11.28 (71歳)	無 所 属	医 師	298,829
	◎6	"	ふか だ はじめ 深 田 はじめ	"	埼玉県浦和市白幡3丁目14番21号 細瀬ハイツ202号	昭7.3.7 (57歳)	日本社会党	団体役員	970,229
	7	"	た なか ゆう こ 田 中 裕 子	女	東京都江東区白河1丁目6番3号	昭33.2.3 (31歳)	教 育 党	政党役員	42,748
	8	"	いし い まさ ひろ 石 井 正 弘	男	東京都練馬区関町東1丁目16番3号	昭9.7.15 (55歳)	教 育 党	政党役員	19,632
	9	"	すず き つとむ 鈴 木 孟	"	神奈川県横浜市鶴見区市場上町 8番5号	昭8.2.12 (56歳)	環 境 党	会 社 役 員	10,637
	10	"	しも だ ふみ お 下 田 文 朗	"	東京都板橋区中台2丁目7番6号	昭11.2.20 (53歳)	環 境 党	会 社 役 員	13,900

選挙 執行 期日	受付 番号	受付 月日	ふりが な 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日 (年齢)	党 派	職 業	得票数
	11	"	とも の あき お 友 野 昭 男	"	埼玉県三郷市谷口248番地 1	昭19. 1. 23 (45歳)	日本国民権 利擁護連盟	会 社 役 員	2, 794
	12	"	たけ し かず ひろ 武 士 和 弘	"	千葉県市川市稲越町374番地	昭22. 7. 1 (42歳)	日本国民権 利擁護連盟	会 社 員	2, 292
平成 3年 6月 19日 (補 欠)	◎1	5. 29	せきね のり ゆき せ 則 之	男	埼玉県志木市柏町2丁目25番7号	昭5. 1. 13 (61歳)	自由民主党	団 体 役 員	532, 175
	2	"	あ べ さち よ べ 幸 代	女	埼玉県越谷市大字大泊990番地7	昭23. 7. 28 (42歳)	日本共産党	政 党 役 員	267, 289
	3	"	しらい さか い サカエ	男	東京都板橋区成増1丁目25番15-408 号プラザサントナカ2号館	昭12. 1. 8 (54歳)	国 民 党	団 体 役 員	14, 947
平成 4年 7月 26日	◎1	7. 8	せきね のり ゆき せ 則 之	男	埼玉県志木市柏町2丁目25番7号	昭5. 1. 13 (62歳)	自由民主党	社 会 福 祉 法 人 理 事	496, 162
	◎2	"	せ や ひで ゆき や 英 行	"	埼玉県熊谷市本石2丁目124番地	大8. 2. 28 (73歳)	日本社会党	団 体 役 員	420, 722
	3	"	いし い まさ ひろ 石 井 正 弘	"	東京都練馬区富士見台1丁目10番7 号	昭9. 7. 15 (58歳)	教 育 党	政 党 役 員	26, 894
	4	"	かき ざわ ひで お 柿 沢 日出夫	"	埼玉県川越市小仙波町1丁目2番地 7	昭26. 12. 23 (40歳)	中 小 企 業 生 活 党	フ ァ ッ シ ョ ン メ ー カ ー 代 表 取 締 役	20, 789
	◎5	"	さとう たい ぞう と う 泰 三	"	埼玉県川口市並木1丁目10番18号	大13. 4. 15 (68歳)	自由民主党	医 師	369, 523
	6	"	あ べ さち よ べ 幸 代	女	埼玉県越谷市大泊990番地7	昭23. 7. 28 (43歳)	日本共産党	政 党 役 員	296, 741
	7	"	よし だ のり よし 吉 田 則 義	男	京都府京都市右京区花園木辻南町2 番地の1 クレアンス佐伯303号	昭33. 12. 28 (33歳)	国 民 党	政 党 役 員	12, 468
	8	"	ほし の とし こ 星 野 敏 子	女	東京都杉並区梅里2丁目25番13号	昭36. 11. 19 (30歳)	平 民 党	主 婦	13, 674
	9	"	おお さわ たか し 大 沢 孝 志	男	神奈川県川崎市中原区上平間293番 地	昭8. 7. 10 (59歳)	文 化 フ ェ ー ラ ム	会 社 社 長	8, 887
	10	"	いわ ぶち く み 岩 淵 久 美	女	神奈川県横浜市港北区樽町1丁目12 番16-407号	昭34. 2. 23 (33歳)	文 化 フ ェ ー ラ ム	英 語 教 師	8, 747
平成 7年 7月 23日	◎1	7. 6	さとう たい ぞう と う 泰 三	男	埼玉県川口市並木1丁目10番18号	大13. 4. 15 (71歳)	自由民主党	医 師	401, 053
	◎2	"	たか の ひろし 高 野 ひろし	"	埼玉県志木市館1丁目6番13-601号	昭22. 3. 1 (48歳)	新 進 党	団 体 役 員	715, 527
	3	"	あまかわ ゆき こ あ ま か わ 由 記 子	女	埼玉県大宮市東町2丁目242番地 ヴォーグ大宮A201	昭33. 12. 3 (36歳)	新 党 さ き が け	短 期 大 学 助 教 授	94, 680
	◎4	"	あ べ さち よ べ 幸 代	"	埼玉県越谷市大泊990番地7	昭23. 7. 28 (46歳)	日本共産党	政 党 役 員	302, 184
	5	"	さくらい ひろゆき 桜 井 ひろゆき	男	東京都港区白金2丁目4番3号1, 301	昭38. 3. 21 (32歳)	憲法みどり 農 の 連 帯	参 議 院 議 員 秘 書	7, 077
	6	"	とこだ かず たか と だ 和 隆	"	北海道苫小牧市字植苗50番地の1	昭31. 9. 12 (38歳)	みどりといの ちの市民・ 農 民 連 合	報 道 写 真 家	13, 303
	7	"	おく ぬき とし 奥 貫 とし子	女	埼玉県浦和市沼影1丁目6番19号	昭20. 1. 6 (50歳)	新しい時代 をつくる党	無 職	18, 484

選挙 執行 期日	受付 番号	受付 月日	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日 (年齢)	党 派	職 業	得票数
	8	"	ふか だ はじめ 深 田 はじめ	男	埼玉県浦和市神明2丁目13番1号	昭7. 3. 7 (63歳)	日本社会党	団 体 役 員	257, 681
	9	"	いし い まさ ひろ 石 井 正 弘	"	東京都練馬区富士見台1丁目 10番7号ニューハイム106号	昭9. 7. 15 (61歳)	教 育 党	三 慶 企 営 画 経 営	10, 028
	10	"	しま だ よう しち 島 田 洋 七	"	埼玉県所沢市松が丘 1丁目45番地の2	昭25. 2. 10 (45歳)	無 所 属	タ レ ン ト	109, 059
平成 10年 7月 12日	1	6. 25	や な み え こ や な 見江子	女	埼玉県羽生市西4丁目6番地 7 シティパレス202	昭33. 7. 30 (39歳)	自 由 連 合	薬 剤 師	89, 480
	2	"	ほそ かわ ただし 細 川 正	男	埼玉県新座市新座2丁目18番5-102 号	昭19. 11. 5 (53歳)	新 社 会 党	政 党 役 員	44, 924
	3	"	やま ぐち せつ お 山 口 節 生	"	埼玉県浦和市沼影 2丁目3番11号203	昭24. 9. 26 (48歳)	無 所 属	不 動 産 士 鑑 定 士	20, 397
	4	"	せきね のり ゆき せきね 則 之	"	埼玉県志木市柏町2丁目25番7号	昭5. 1. 13 (68歳)	自 由 民 主 党	参 議 院 議 員	402, 849
	5	"	くり はら みのる 栗 原 みのる	"	埼玉県秩父市大字大野原 2, 144番地の2	昭16. 9. 26 (56歳)	自 由 民 主 党	会 社 役 員	338, 066
	◎6	"	とがし れん ぞう とがし 練 三	"	埼玉県浦和市太田窪5丁目26番10号	昭18. 1. 15 (55歳)	日 本 共 産 党	政 党 役 員	561, 528
	◎7	"	はまだ たく じろう はまだ 卓 二郎	"	埼玉県浦和市根岸3丁目28番7号	昭16. 10. 5 (56歳)	無 所 属	会 社 顧 問	637, 041
	◎8	"	ふじ い としお 藤 井 としお	"	埼玉県越谷市大字大袋1, 708番地	昭17. 9. 28 (55歳)	民 主 党	政 党 役 員	535, 660
	9	"	いまざわ 今沢 まさかず	"	埼玉県戸田市氷川町 1丁目12番15号	昭24. 7. 30 (48歳)	維 新 政 党 ・ 新 風	作 詞 作 曲 家	6, 422
	10	"	やま だ かず しげ 山 田 一 繁	"	埼玉県日高市大字鹿山811番地4	昭32. 12. 25 (40歳)	青 年 自 由 党	団 体 役 員	31, 606
	11	"	ひ もり 日森 ふみひろ	"	埼玉県与野市上落合 8丁目12番12号	昭23. 12. 3 (49歳)	社 会 民 主 党	政 党 役 員	151, 363
平成 13年 7月 29日	1	7. 12	いまざわ 今澤 まさかず	男	埼玉県戸田市氷川町 1丁目12番15号	昭24. 7. 30 (52歳)	維 新 政 党 ・ 新 風	作 詞 作 曲 家	5, 170
	2	"	あまたつ たけお あまたつ 武夫	"	埼玉県さいたま市別所 2丁目38番5号101	昭20. 6. 17 (56歳)	社 会 民 主 党	政 党 役 員	108, 237
	◎3	"	やまね 山根 りゅうじ	"	埼玉県川越市大字古市場460番地6	昭23. 3. 8 (53歳)	民 主 党	政 党 役 員	419, 181
	4	"	むらた ふみ かず むらた 文 一	"	埼玉県東松山市幸町10番8号	昭27. 2. 8 (49歳)	新 社 会 党	会 社 員	12, 144
	5	"	こみやま やす こ こみやま 泰子	女	埼玉県川越市大手町8番地4	昭40. 4. 25 (36歳)	自 由 党	政 党 役 員	345, 810
	◎6	"	たか の ひろし 高 野 ひろし	男	埼玉県所沢市松が丘 1丁目23番地14	昭22. 3. 1 (54歳)	公 明 党	政 党 役 員	562, 370
	◎7	"	さとう たい ぞう さとう 泰 三	"	埼玉県川口市並木1丁目10番18号	大13. 4. 15 (77歳)	自 由 民 主 党	医 師	704, 496
	8	"	はやかわ ちゅうこう はやかわ 忠孝	"	埼玉県朝霞市岡2丁目12番41号	昭20. 9. 4 (55歳)	無 所 属	弁 護 士	126, 000

選挙 執行 期日	受付 番号	受付 月日	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日 (年齢)	党 派	職 業	得票数
	9	〃	かとうもりお 加藤盛雄	〃	埼玉県桶川市大字坂田 1,537番地の7 細田方	昭15.12.10 (60歳)	無 所 属	政 治 団 体 員 役 員	19,568
	10	〃	あべさちよ あべ幸代	女	埼玉県越谷市大泊990番地7	昭23.7.28 (53歳)	日本共産党	政 党 役 員	376,501
	11	〃	はやしひろこ 林寛子	〃	神奈川県横浜市緑区霧が丘 4丁目12番地1	昭34.10.16 (41歳)	自 由 連 合	女 優	66,676
	12	〃	おがわたくや 小川たくや	男	埼玉県さいたま市東仲町19番22号 シティープラザ浦和103	昭19.10.2 (56歳)	無 所 属	学 校 法 人 事 理	24,853
	13	〃	やまぐちせつお 山口節生	〃	埼玉県さいたま市 沼影2丁目3番11号203	昭24.9.26 (51歳)	無 所 属	経 済 評 論 家	14,072
平成 15年 10月 26日 (補 欠)	1	10.9	しまだちやこ 島田ちやこ	女	埼玉県川越市宮元町59番地1	昭37.9.27 (41歳)	民 主 党	歯 科 医 師	635,332
	◎2	〃	せきぐちまさかず 関口まさかず	男	埼玉県秩父郡皆野町 大字皆野2,370番地1	昭28.6.4 (50歳)	自由民主党	歯 科 医 師	648,319
	3	〃	あべさちよ あべ幸代	女	埼玉県越谷市大泊990番地7	昭23.7.28 (55歳)	日本共産党	政 党 役 員	232,850
平成 16年 7月 11日	1	6.24	ひもりふみひろ 日森ふみひろ	男	埼玉県さいたま市中央区 上落合8丁目12番12号	昭23.12.3 (55歳)	社会民主党	団 体 役 員	99,731
	2	〃	あべさちよ あべ幸代	女	埼玉県越谷市大字大泊990番地7	昭23.7.28 (55歳)	日本共産党	政 党 役 員	345,168
	◎3	〃	しまだちやこ 島田ちやこ	〃	埼玉県川越市宮元町59番地1	昭37.9.27 (41歳)	民 主 党	歯 科 医 院 営 経	824,127
	◎4	〃	せきぐちまさかず 関口まさかず	男	埼玉県秩父郡皆野町 大字皆野2,370番地1	昭28.6.4 (51歳)	自由民主党	参 議 院 議 員	718,689
	5	〃	はやと ゆげ勇人	〃	埼玉県坂戸市柳町24番6号	昭48.10.23 (30歳)	民 主 党	会 社 役 員	372,175
	◎6	〃	にしだまこと 西田まこと	〃	埼玉県所沢市大字本郷 1,008番地の5	昭37.8.27 (41歳)	公 明 党	政 党 役 員	539,417
平成 19年 7月 29日	1	7.12	さわだてつお 沢田哲夫	男	埼玉県さいたま市西区 大字高木275番地12	昭39.5.9 (43歳)	国民新党	会 社 役 員	72,756
	2	〃	たかのひろし 高野ひろし	〃	埼玉県所沢市松が丘 1丁目23番地14	昭22.3.1 (60歳)	公 明 党	政 党 役 員	623,723
	◎3	〃	こうだくにこ こうだ邦子	女	埼玉県さいたま市浦和区高砂 4丁目2番3号アルシュ・セじま302号	昭40.9.8 (41歳)	民 主 党	団 体 役 員	745,517
	◎4	〃	ふるかわとしはる 古川としはる	男	埼玉県さいたま市岩槻区城町 2丁目1番24号	昭38.1.14 (44歳)	自由民主党	慶 応 義 塾 大 学 教 授	684,270
	5	〃	まつざわえつこ まつざわ悦子	女	埼玉県さいたま市見沼区 大字蓮沼459番地	昭23.7.30 (59歳)	社会民主党	団 体 職 員	104,403
	◎6	〃	やまねりゅうじ 山根りゅうじ	男	埼玉県川越市大字古市場460番地6	昭23.3.8 (59歳)	民 主 党	政 党 役 員	665,063
	7	〃	あやべすみこ あやべ澄子	女	埼玉県新座市野火止1丁目16番 野火止団地2号棟605号	昭34.1.26 (48歳)	日本共産党	政 党 役 員	277,440

選挙 執行 期日	受付 番号	受付 月日	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日 (年齢)	党 派	職 業	得票数
平成 22年 7月 11日	◎1	6.24	にしだ 西田 まこと	男	埼玉県所沢市大字本郷 1,008番地の5	昭37.8.27 (47歳)	公明党	参議院議員	594,678
	2	"	いんだ 院田 ひろとし	"	東京都練馬区石神井台 5丁目9番13号	昭42.6.8 (43歳)	幸福実現党	幸福実現党 埼玉県本部 参議院選挙区代表	9,536
	3	"	こばやし 小林 つかさ	"	埼玉県川口市元郷2丁目7番10号 リバレインハイム3階	昭45.8.25 (39歳)	みんなの党	会社役員	416,663
	4	"	はせがわ 長谷川こうせい	"	埼玉県熊谷市曙町4丁目76番地	昭55.1.11 (30歳)	無所属	無職	37,731
	5	"	しまだ 島田 ちやこ	女	埼玉県川越市宮元町59番地1	昭37.9.27 (47歳)	民主党	参議院議員	544,381
	◎6	"	おおの 大野 もとひろ	男	埼玉県川口市栄町3丁目14番15号	昭38.11.12 (46歳)	民主党	会社役員	557,398
	7	"	ひもり 日森 ふみひろ	"	埼玉県さいたま市中央区上落合 8丁目12番12号	昭23.12.3 (61歳)	社会民主党	団体役員	72,185
	◎8	"	せきぐち 関口 まさかず	"	埼玉県秩父郡皆野町 大字皆野2370番地1	昭28.6.4 (57歳)	自由民主党	参議院議員	655,028
	9	"	なかがわ 中川 こうじ	"	埼玉県行田市城西3丁目6番4号	昭55.3.1 (30歳)	新党改革	北京大学 大学院後期 博士課程	84,897
	10	"	いとう 伊藤 岳	"	埼玉県さいたま市浦和区 木崎2丁目10番9号	昭35.3.6 (50歳)	日本共産党	党国会議員 埼玉県 事務所長	207,957
平成 25年 7月 21日	◎1	7.4	ふるかわとしはる 古川 俊治	男	埼玉県さいたま市岩槻区 城町2丁目1番24号	昭38.1.14 (50歳)	自由民主党	医師	1,000,725
	◎2	"	やくら 矢倉 かつお	"	埼玉県さいたま市浦和区前地 1丁目10番6号プラッツ浦和301	昭50.1.11 (38歳)	公明党	弁護士	599,755
	◎3	"	こうだくにこ こうだ 邦子	女	埼玉県さいたま市浦和区高砂 1丁目2番1-1605号	昭40.9.8 (47歳)	みんなの党	参議院議員	485,559
	4	"	かわかみ 川上 やすまさ	男	埼玉県川口市大字西新井宿 900番地の2	昭39.12.5 (48歳)	社会民主党	団体役員	65,749
	5	"	やまね 山根 りゅうじ	"	埼玉県川越市大字古市場460番地6	昭23.3.8 (65歳)	民主党	参議院議員	389,625
	6	"	たにい 谷井 みほ	女	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字椿 767番地23	昭37.11.2 (50歳)	幸福実現党	ピアノ教室 経営	22,345
	7	"	みやながてるひこ みやなが 照彦	男	埼玉県さいたま市見沼区 春野1丁目9番2-101号	昭32.3.8 (56歳)	埼玉の未来 を創る会	会社役員	21,358
	8	"	いとう 伊藤 岳	"	埼玉県さいたま市浦和区 木崎2丁目10番9号	昭35.3.6 (53歳)	日本共産党	日本共産党 県民運動 委員長	353,594
平成 28年 7月 10日	1	6.22	いとう 伊藤 岳	男	埼玉県さいたま市浦和区 木崎2丁目10番9号	昭35.3.6 (56歳)	日本共産党	日本共産党 県民運動 委員長	486,798
	◎2	"	おおの 大野 もとひろ	"	埼玉県川口市栄町2丁目1番11号	昭38.11.12 (52歳)	民進党	参議院議員	676,828
	◎3	"	にしだ 西田 まこと	"	埼玉県所沢市大字本郷 1008番地の5	昭37.8.27 (53歳)	公明党	政党役員	642,597
	4	"	こじま 小島 一郎	"	東京都品川区豊町2丁目6番9号 グリーンハウス山川102号室	昭46.3.29 (45歳)	幸福実現党	政党役員	27,283

選挙 執行 期日	受付 番号	受付 月日	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日 (年齢)	党 派	職 業	得票数
	◎5	"	せきぐち 関口 まさかず	"	埼玉県秩父郡皆野町 大字皆野2370番地1	昭28.6.4 (63歳)	自由民主党	参議院議員	898,827
	6	"	ささき とも 佐々木 知子	女	埼玉県ふじみ野市 上福岡6丁目9番7号	昭44.5.28 (47歳)	日本のこ ろを大切 にする党	無 職	118,030
	7	"	さわ だ 沢 田 良	男	東京都江東区 塩浜2丁目29番16-708号	昭54.9.27 (36歳)	おおさか 維新の会	会 社 役 員	228,472
令和元年7月21日	1	7.4	ししど ち え	女	埼玉県さいたま市浦和区 東岸町9番20号新山ビル703	昭52.12.3 (41歳)	国民民主党	政 党 役 員	244,399
	◎2	"	い とう 伊 藤 岳	男	埼玉県さいたま市浦和区 木崎2丁目10番9号	昭35.3.6 (59歳)	日本共産党	日本共産党 県民運動 委員長	359,297
	◎3	"	や くら 矢 倉 かつお	"	埼玉県さいたま市浦和区前地 1丁目10番6号プラッツ浦和301	昭50.1.11 (44歳)	公 明 党	政 党 役 員	532,302
	4	"	さわ だ 沢 田 良	"	埼玉県さいたま市南区 辻2丁目21番20号	昭54.9.27 (39歳)	日 本 維新の会	政 党 役 員	204,075
	5	"	さめじま しょうじ さめじま 良司	"	福岡県北九州市若松区 高須南1丁目6番45号	昭30.4.3 (64歳)	安楽死制度 を考える会	会 社 員	21,153
	◎6	"	くまがい ひろと くまがい 裕人	"	埼玉県さいたま市大宮区堀の内町 3丁目24番地9マノワール堀の内102	昭37.3.23 (57歳)	立憲民主党	政 党 役 員	536,338
	◎7	"	ふる かわ とし はる 古 川 俊 治	"	埼玉県さいたま市岩槻区 城町2丁目1番24号	昭38.1.14 (56歳)	自由民主党	医 師	786,479
	8	"	こ じま いち ろう 小 島 一 郎	"	東京都品川区豊町2丁目6番9号 グリーンハウス山川102	昭46.3.29 (48歳)	幸福実現党	団 体 職 員	19,515
	9	"	さ とう えりい 佐 藤 恵理子	女	東京都葛飾区東新小岩1丁目4番3号 407号パークタワー東京イースト	昭61.5.6 (33歳)	N H K から 国民を守る党	タ レ ント	80,741
令和元年10月27日 (補欠)	1	10.10	たち ばな たか し 立 花 孝 志	男	東京都葛飾区西新小岩1丁目3番 4-513号シティハイツ新小岩	昭42.8.15 (52歳)	N H K から 国民を守る党	政 党 代 表	168,289
	◎2	"	うえ だ 上 田 きよし	"	埼玉県志木市館2丁目8番5-101号	昭23.5.15 (71歳)	無 所 属	無 職	1,065,390
令和4年7月10日	1	7.10	みや がわ 宮 川 なおき	男	埼玉県さいたま市緑区 宮本2丁目25番33	昭48.6.18 (49歳)	N H K 党	建 設 会 社 社 長	12,279
	2	"	かく たけよし 加来 たけよし	"	東京都港区白金台2丁目9番31号 白金台ミズキホーム301	昭56.3.10 (41歳)	日 本 維新の会	弁 護 士	324,476
	◎3	"	たか ぎ 高 木 まり	女	埼玉県さいたま市北区 宮原町3丁目602番地102号	昭42.8.12 (54歳)	立憲民主党	政 党 役 員	444,567
	4	"	みなと ゆうこ みなと 侑子	"	埼玉県さいたま市大宮区	昭58.1.22 (39歳)	幸福実現党	団 体 職 員	15,389
	◎5	"	せきぐち 関口 まさかず	男	埼玉県秩父郡皆野町 大字皆野2370番地1	昭28.6.4 (69歳)	自由民主党	参議院議員	241 727,232.
	◎6	"	うえ だ 上 田 きよし	"	埼玉県さいたま市大宮区	昭23.5.15 (74歳)	無 所 属	参議院議員	501,820
	7	"	うめ むら 梅 村 さえこ	女	埼玉県蕨市中央2丁目7番19号	昭39.6.28 (58歳)	日本共産党	党 中 央 委 員	750 236,899.
	8	"	かわい 河合 ゆうすけ	男	東京都葛飾区	昭56.2.22 (41歳)	N H K 党	歌 手	18,194

選挙 執行 期日	受付 番号	受付 月日	ふりがな 候補者氏名	性別	住 所	生年月日 (年齢)	党 派	職 業	得票数
	◎ 9	"	にし だ 西 田 まこと	"	埼玉県所沢市	昭37. 8. 27 (59歳)	公 明 党	政党役員	476,642
	10	"	たか ほし 高 橋 やすし	"	東京都文京区	昭31. 8. 25 (65歳)	無 所 属	大学教員	22,613
	11	"	ほり きり ささ み 堀 切 笹 美	"	東京都新宿区	(47歳)	日本第一党	日本第一 党 党 員	8,588
	12	"	こ ばやし ひろし 小 林 宏	"	千葉県柏市大室1799番地19	昭47. 10. 17 (49歳)	N H K 党	会社経営	13,966
	13	"	さかうえひとし	"	神奈川県横浜市青葉区	(60歳)	参 政 党	会社社長	89,693
	14	"	いけ たか お 池 高 生	"	広島県大竹市	昭43. 9. 11 (53歳)	N H K 党	会社役員	7,178
	15	"	にし 西 みゆか	女	埼玉県さいたま市中央区 上落合8丁目12番8-501号	昭46. 10. 30 (50歳)	れ い わ 新 選 組	弁 護 士	121,769

2 地方（選挙区）選出議員選挙における有権者数等

(1) 市区町村別有権者数推移一覧

選挙期日	市区町村名	平成16年 7月11日	平成19年 7月29日	平成22年 7月11日	平成25年 7月21日	平成28年 7月10日	令和元年 7月21日	令和4年 7月10日
1	さいたま市	840,947	955,778	980,060	1,002,256	1,048,027	1,079,421	1,102,860
	西 区	66,537	67,407	68,162	69,783	72,845	75,780	78,230
	北 区	103,001	106,824	110,877	114,754	119,157	121,851	124,342
	大宮 区	85,191	87,430	88,605	91,964	95,694	97,859	101,518
	見沼 区	119,856	122,821	125,286	128,309	133,219	135,275	137,479
	中央 区	71,677	73,864	76,738	77,945	81,680	84,041	85,780
	桜 区	72,055	72,842	75,438	75,855	78,460	79,417	80,167
	浦和 区	111,021	115,345	117,149	120,441	128,841	134,000	137,057
	南 区	130,979	134,508	138,830	141,192	147,922	154,993	157,433
	緑 区	80,630	84,340	87,369	90,691	97,006	101,956	106,208
	岩槻 区	-	90,397	91,606	91,322	93,203	94,249	94,646
	浦和 市	-	-	-	-	-	-	-
	大宮 市	-	-	-	-	-	-	-
	与野 市	-	-	-	-	-	-	-
2	川越 市	262,435	269,891	275,488	281,356	290,202	292,162	293,488
3	熊谷 市	124,241	165,454	165,732	165,252	167,973	166,120	163,736
4	川口 市	383,052	395,133	403,967	459,151	475,893	481,733	484,275
5	行田 市	68,582	71,739	71,093	70,274	70,431	68,851	67,518
6	秩父 市	47,012	57,136	56,119	55,121	55,042	53,144	51,315
7	所沢 市	270,719	275,412	277,790	281,101	288,052	289,491	290,606
8	飯能 市	65,510	67,813	67,883	67,608	68,764	68,130	67,299
9	加須 市	53,784	54,372	94,842	94,882	96,173	95,315	94,400
10	本庄 市	47,247	64,316	64,918	64,182	65,358	64,839	64,467
11	東松山 市	71,546	71,883	72,136	72,947	75,008	75,156	75,537
	岩槻 市	89,986	-	-	-	-	-	-
12	春日部 市	165,351	195,977	195,974	196,618	200,411	199,350	198,318
13	狭山 市	130,593	129,848	129,399	128,587	130,440	129,091	127,832
14	羽生 市	45,583	45,694	45,860	45,646	46,480	45,976	45,262
15	鴻巣 市	65,472	96,447	97,759	98,354	100,610	100,263	99,897
16	深谷 市	81,309	117,063	117,479	117,309	119,961	119,184	118,547
17	上尾 市	176,406	180,210	182,103	184,356	189,570	191,019	193,571
18	草加 市	186,999	190,169	193,087	195,543	202,402	205,907	208,402
19	越谷 市	251,202	255,066	260,951	266,106	278,067	284,027	286,437
20	蕨 市	56,932	57,373	57,816	58,419	59,564	59,984	59,667
21	戸田 市	86,821	90,712	93,956	99,051	106,080	109,165	111,308
22	入間 市	118,268	119,781	121,415	122,092	125,279	124,772	123,982
	鳩ヶ谷 市	45,831	48,549	49,651	-	-	-	-
23	朝霞 市	97,646	99,677	102,216	104,732	110,689	113,867	117,434
24	志木 市	53,716	55,529	57,226	58,679	61,086	62,749	63,035
25	和光 市	56,889	59,797	61,512	62,669	65,407	67,896	68,793
26	新座 市	121,865	124,488	127,742	130,545	135,918	136,384	137,288
27	桶川 市	59,613	61,086	61,768	61,951	63,335	63,833	63,632
28	久喜 市	58,491	58,752	127,701	128,183	130,565	129,760	128,157
29	北本 市	56,564	57,442	57,402	57,215	58,100	57,218	56,994
30	八潮 市	59,337	61,951	64,624	66,713	70,137	74,323	75,445
31	富士見 市	84,260	84,485	85,950	87,250	91,442	92,128	93,583
	上福岡 市	44,888	-	-	-	-	-	-
32	三郷 市	102,098	104,213	106,249	109,745	113,921	116,611	116,856
33	蓮田 市	52,984	52,816	52,771	52,690	53,088	52,667	52,728
34	坂戸 市	78,799	80,303	81,525	81,495	83,540	83,455	83,214
35	幸手 市	44,934	44,821	45,284	44,903	44,925	43,900	42,608
36	鶴ヶ島 市	54,346	55,898	56,111	56,673	58,262	58,469	58,908
37	日高 市	43,798	45,189	46,814	46,870	47,408	46,860	46,371
38	吉川 市	46,699	49,297	51,293	53,226	56,991	58,646	59,259
39	ふじみ野 市	-	83,786	85,245	87,418	92,531	93,773	94,177
40	白岡 市	38,488	39,547	40,677	41,620	43,707	43,983	44,187
	市計	4,891,243	5,194,893	5,387,588	5,458,788	5,640,839	5,699,622	5,731,393
41	伊奈町	27,974	30,698	32,853	33,816	35,417	36,172	36,978
	吹上町	23,024	-	-	-	-	-	-
	北足立郡計	50,998	30,698	32,853	33,816	35,417	36,172	36,978

選挙期日	市区町村名	平成16年 7月11日	平成19年 7月29日	平成22年 7月11日	平成25年 7月21日	平成28年 7月10日	令和元年 7月21日	令和4年 7月10日
	大井町	36,926	-	-	-	-	-	-
42	三芳町	29,099	29,722	30,502	30,724	31,430	31,560	31,519
43	毛呂山町	29,924	30,170	29,997	29,759	29,945	29,297	28,615
44	越生町	11,148	10,932	10,677	10,496	10,443	10,143	9,869
	名栗村	2,176	-	-	-	-	-	-
	入間郡計	109,273	70,824	71,176	70,979	71,818	71,000	70,003
45	滑川町	11,251	12,598	13,297	13,756	14,303	14,972	15,473
46	嵐山町	15,642	15,785	15,576	15,267	15,436	15,218	15,040
47	小川町	29,450	29,057	28,683	28,221	27,711	26,492	25,428
	都幾川村	6,531	-	-	-	-	-	-
	玉川村	4,580	-	-	-	-	-	-
48	川島町	18,612	18,538	18,397	18,040	17,937	17,339	16,732
49	吉見町	17,791	17,940	17,710	17,476	17,393	16,783	16,254
50	鳩山町	13,740	13,626	13,325	12,922	12,775	12,311	11,938
51	ときがわ町	-	11,065	10,858	10,535	10,319	9,850	9,451
	比企郡計	117,597	118,609	117,846	116,217	115,874	112,965	110,316
52	横瀬町	7,852	7,666	7,489	7,293	7,283	7,050	6,827
53	皆野町	9,810	9,490	9,281	8,961	8,728	8,386	8,077
54	長瀬町	6,894	6,836	6,664	6,442	6,437	6,133	5,909
	吉田町	4,779	-	-	-	-	-	-
55	小鹿野町	9,593	11,795	11,450	10,934	10,587	10,016	9,440
	両神村	2,355	-	-	-	-	-	-
	大滝村	1,232	-	-	-	-	-	-
	荒川村	5,065	-	-	-	-	-	-
56	東秩父村	3,250	3,147	2,942	2,814	2,716	2,519	2,387
	秩父郡計	50,830	38,934	37,826	36,444	35,751	34,104	32,640
57	美里町	9,704	9,831	9,657	9,608	9,697	9,511	9,356
	児玉町	17,018	-	-	-	-	-	-
58	神川町	10,624	11,791	11,647	11,564	11,722	11,443	11,062
	神泉村	1,126	-	-	-	-	-	-
59	上里町	23,616	24,204	24,447	24,665	25,288	25,253	25,239
	児玉郡計	62,088	45,826	45,751	45,837	46,707	46,207	45,657
	大里町	6,521	-	-	-	-	-	-
	江南町	9,706	-	-	-	-	-	-
	妻沼町	22,897	-	-	-	-	-	-
	岡部町	15,093	-	-	-	-	-	-
	川本町	9,767	-	-	-	-	-	-
	花園町	10,251	-	-	-	-	-	-
60	寄居町	30,099	30,256	30,115	29,468	29,764	28,783	28,070
	大里郡計	104,334	30,256	30,115	29,468	29,764	28,783	28,070
	騎西町	16,080	16,140	-	-	-	-	-
	南河原村	3,368	-	-	-	-	-	-
	川里町	6,366	-	-	-	-	-	-
	北川辺町	10,623	10,731	-	-	-	-	-
	大利根町	12,131	12,155	-	-	-	-	-
	北埼玉郡計	48,568	39,026	-	-	-	-	-
61	宮代町	28,010	28,075	27,893	27,777	28,750	29,007	28,758
	菖蒲町	18,068	17,765	-	-	-	-	-
	南埼玉郡計	46,078	45,840	27,893	27,777	28,750	29,007	28,758
	栗橋町	20,994	21,888	-	-	-	-	-
	鷺宮町	27,010	28,328	-	-	-	-	-
62	杉戸町	37,861	38,329	38,841	38,568	39,011	38,382	37,920
63	松伏町	24,012	24,631	24,800	24,673	25,087	24,777	24,337
	庄和町	30,570	-	-	-	-	-	-
	北葛飾郡計	140,447	113,176	63,641	63,241	64,098	63,159	62,257
	町村計	730,213	533,189	427,101	423,779	428,179	421,397	414,679
	県計	5,621,456	5,728,082	5,814,689	5,882,567	6,069,018	6,121,019	6,146,072

注) 在外選挙制度の改正のため、平成19年7月29日以降の有権者数には、在外選挙人を含みます。

(2) 市区町村別投票者数推移一覽

選挙期日	市区町村名	平成16年 7月11日	平成19年 7月29日	平成22年 7月11日	平成25年 7月21日	平成28年 7月10日	令和元年 7月21日	令和4年 7月10日
1	さいたま市	447,211	550,634	552,255	508,921	561,232	519,314	577,815
	西	34,669	38,424	37,795	34,605	37,833	35,318	38,910
	北	54,485	61,723	62,707	58,199	63,784	59,356	65,918
	大宮	45,236	50,431	50,703	47,272	52,074	48,533	54,889
	見沼	63,190	70,768	69,985	63,900	69,392	63,035	68,339
	中央	39,739	43,902	44,837	41,188	46,152	42,620	47,706
	桜	36,137	39,882	40,483	36,213	39,646	35,971	38,828
	浦和	62,738	69,960	70,497	65,785	75,948	70,481	80,487
	南	68,881	76,488	78,751	72,353	79,532	75,112	84,917
	緑	42,136	47,464	48,190	45,318	51,498	47,411	54,597
	岩槻	-	51,592	48,307	44,088	45,373	41,477	43,224
	浦和	-	-	-	-	-	-	-
	大宮	-	-	-	-	-	-	-
	与野	-	-	-	-	-	-	-
2	川越市	137,307	149,461	153,067	144,780	149,366	131,626	144,276
3	熊谷市	61,199	87,792	87,442	79,587	83,562	72,640	78,736
4	川口市	188,262	207,794	217,145	214,201	229,785	201,266	225,068
5	行田市	35,725	40,089	40,561	35,681	36,452	30,822	32,981
6	秩父市	25,733	33,423	31,923	27,631	29,389	24,997	25,136
7	所沢市	138,475	158,837	162,567	150,683	155,984	137,937	154,952
8	飯能市	35,724	39,531	38,871	39,589	38,071	34,953	35,726
9	加須市	25,957	28,819	48,463	45,956	46,937	41,440	42,771
10	本庄市	25,541	36,125	35,648	32,754	32,266	29,404	29,783
11	東松山市	38,614	40,762	41,364	37,600	39,726	34,776	42,151
	岩槻	45,444	-	-	-	-	-	-
12	春日部市	89,921	110,247	102,048	99,530	101,837	91,486	91,934
13	狭山市	70,099	74,260	76,562	69,987	71,197	66,436	67,775
14	羽生市	21,811	24,247	23,815	22,054	22,798	20,270	20,116
15	鴻巣市	35,462	55,063	56,573	53,284	54,119	48,408	52,331
16	深谷市	38,371	60,639	59,827	55,579	57,393	49,410	52,080
17	上尾市	94,576	104,858	104,053	95,715	95,979	89,679	95,967
18	草加市	94,267	102,398	103,414	97,137	101,136	90,411	101,333
19	越谷市	129,081	139,942	142,788	136,651	140,848	127,790	141,603
20	蕨市	31,558	32,646	33,982	31,651	31,867	28,657	31,789
21	戸田	42,245	48,339	48,745	48,401	52,736	47,637	54,251
22	入間	62,915	70,031	70,816	63,362	67,116	61,507	63,982
	鳩ヶ谷	24,239	27,536	28,512	-	-	-	-
23	朝霞市	49,925	56,197	57,816	53,175	57,986	55,051	63,116
24	志木市	28,784	32,186	33,114	29,880	31,977	29,697	33,427
25	和光市	29,961	33,337	34,946	33,541	35,701	32,713	37,873
26	新座市	65,533	71,925	73,916	69,965	73,437	66,132	71,315
27	桶川市	32,813	35,564	35,399	31,856	33,763	30,816	32,933
28	久喜市	30,969	33,855	69,733	67,643	70,365	64,308	63,943
29	北本	31,608	33,657	33,833	30,769	31,995	28,040	30,297
30	八潮市	29,219	33,003	33,780	32,066	33,004	30,288	33,604
31	富士見	43,439	47,494	48,124	43,764	48,572	41,506	47,010
	上福岡	24,475	-	-	-	-	-	-
32	三郷市	51,301	55,592	56,221	58,443	54,071	50,268	55,332
33	蓮田市	29,651	31,233	29,521	27,965	28,253	24,914	25,872
34	坂戸市	41,563	47,881	47,518	43,062	42,319	38,994	39,876
35	幸手市	23,091	24,734	25,026	22,947	22,934	20,778	21,150
36	鶴ヶ島市	29,317	32,094	32,333	30,541	31,292	28,393	31,283
37	日高市	24,417	26,314	26,973	25,438	25,893	22,919	24,456
38	吉川市	25,319	26,354	27,171	25,828	27,482	26,219	29,387
39	ふじみ野	-	48,032	48,353	46,585	49,284	43,389	48,938
40	白岡市	21,248	23,457	23,454	22,088	23,639	21,086	23,082
	市計	2,552,370	2,916,382	2,997,672	2,786,290	2,921,763	2,636,377	2,875,450
41	伊奈町	14,752	17,067	18,163	15,991	17,010	15,784	18,062
	吹上町	12,932	-	-	-	-	-	-
	北足立郡計	27,684	17,067	18,163	15,991	17,010	15,784	18,062

選挙期日	市区町村名	平成16年 7月11日	平成19年 7月29日	平成22年 7月11日	平成25年 7月21日	平成28年 7月10日	令和元年 7月21日	令和4年 7月10日
	大井町	19,836	-	-	-	-	-	-
42	三芳町	15,892	17,571	18,440	16,887	17,255	15,303	17,003
43	毛呂山町	15,937	17,260	17,422	15,646	15,852	13,897	14,368
44	越生町	6,543	7,904	6,686	6,150	6,062	6,271	5,516
	名栗村	1,313	-	-	-	-	-	-
	入間郡計	59,521	42,735	42,548	38,683	39,169	35,471	36,887
45	滑川町	7,088	7,124	7,848	7,339	7,772	7,337	8,254
46	嵐山町	8,495	9,160	9,240	8,436	8,718	7,815	8,039
47	小川町	16,371	17,668	16,908	16,195	15,981	14,093	13,919
	都幾川村	3,622	-	-	-	-	-	-
	玉川村	2,702	-	-	-	-	-	-
48	川島町	9,665	10,413	10,557	9,504	9,467	8,241	8,628
49	吉見町	9,798	10,640	10,493	9,425	9,678	8,672	8,687
50	鳩山町	8,308	8,928	8,877	7,991	8,785	7,110	7,241
51	ときがわ町	-	6,845	6,455	5,953	5,851	5,277	5,184
	比企郡計	66,049	70,778	70,378	64,843	66,252	58,545	59,952
52	横瀬町	4,725	4,734	4,552	4,169	4,278	3,635	3,643
53	皆野町	6,338	5,944	6,099	5,201	5,480	4,383	4,468
54	長瀬町	3,899	3,996	4,002	3,303	3,685	3,114	3,033
	吉田町	2,989	-	-	-	-	-	-
55	小鹿野町	5,419	7,024	6,772	5,770	5,887	5,145	4,925
	両神村	1,441	-	-	-	-	-	-
	大滝村	916	-	-	-	-	-	-
	荒川村	3,314	-	-	-	-	-	-
56	東秩父村	2,117	2,087	2,063	1,752	1,787	1,536	1,587
	秩父郡計	31,158	23,785	23,488	20,195	21,117	17,813	17,656
57	美里町	5,095	5,430	5,563	5,066	4,803	4,231	4,513
	児玉町	7,893	-	-	-	-	-	-
58	神川町	5,002	6,119	6,092	5,417	5,772	5,119	5,011
	神泉村	743	-	-	-	-	-	-
59	上里町	12,300	13,369	13,267	12,253	12,688	11,751	11,499
	児玉郡計	31,033	24,918	24,922	22,736	23,263	21,101	21,023
	大里町	3,416	-	-	-	-	-	-
	江南町	5,012	-	-	-	-	-	-
	妻沼町	11,816	-	-	-	-	-	-
	岡部町	7,297	-	-	-	-	-	-
	川本町	4,762	-	-	-	-	-	-
	花園町	5,454	-	-	-	-	-	-
60	寄居町	16,276	16,809	17,122	15,443	15,847	13,092	14,219
	大里郡計	54,033	16,809	17,122	15,443	15,847	13,092	14,219
	騎西町	8,233	8,971	-	-	-	-	-
	南河原村	1,751	-	-	-	-	-	-
	川里町	2,915	-	-	-	-	-	-
	北川辺町	5,587	6,148	-	-	-	-	-
	大利根町	6,532	7,179	-	-	-	-	-
	北埼玉郡計	25,018	22,298	0	0	-	-	-
61	宮代町	18,719	17,279	16,788	15,497	15,783	14,935	15,273
	菖蒲町	8,880	9,596	-	-	-	-	-
	南埼玉郡計	27,599	26,875	16,788	15,497	15,783	14,935	15,273
	栗橋町	11,668	13,251	-	-	-	-	-
	鷺宮町	14,624	16,743	-	-	-	-	-
62	杉戸町	22,848	22,714	22,115	21,337	20,849	21,268	19,001
63	松伏町	14,753	13,283	13,051	11,543	11,283	10,661	10,991
	庄和町	18,571	-	-	-	-	-	-
	北葛飾郡計	82,464	65,991	35,166	32,880	32,132	31,929	29,992
	町村計	404,559	311,256	248,575	226,268	230,573	208,670	213,064
	県計	2,956,929	3,227,638	3,246,247	3,012,558	3,152,336	2,845,047	3,088,514

注) 在外選挙制度の改正のため、平成19年7月29日以降の投票者数には、在外選挙人を含みます。

(3) 市区町村別投票率推移一覧

選挙期日	市区町村名	平成16年 7月11日	平成19年 7月29日	平成22年 7月11日	平成25年 7月21日	平成28年 7月10日	令和元年 7月21日	令和4年 7月10日
1	さいたま市	53.18	57.61	56.35	50.78	53.55	48.11	52.39
	西	52.10	57.00	55.45	49.59	51.94	46.61	49.74
	北	52.90	57.78	56.56	50.72	53.53	48.71	53.01
	大宮	53.10	57.68	57.22	51.40	54.42	49.59	54.07
	見沼	52.72	57.62	55.86	49.80	52.09	46.60	49.71
	中央	55.44	59.44	58.43	52.84	56.50	50.71	55.61
	桜	50.15	54.75	53.66	47.74	50.53	45.29	48.43
	浦和	56.51	60.65	60.18	54.62	58.95	52.60	58.73
	南	52.59	56.87	56.72	51.24	53.77	48.46	53.94
	緑	52.26	56.28	55.16	49.97	53.09	46.50	51.41
	岩槻	-	57.07	52.73	48.28	48.68	44.01	45.67
	浦和	-	-	-	-	-	-	-
	大宮	-	-	-	-	-	-	-
	与野	-	-	-	-	-	-	-
2	川越市	52.32	55.38	55.56	51.46	51.47	45.05	49.16
3	熊谷市	49.26	53.06	52.76	48.16	49.75	43.73	48.09
4	川口市	49.15	52.59	53.75	46.65	48.29	41.78	46.48
5	行田市	52.09	55.88	57.05	50.77	51.76	44.77	48.85
6	秩父市	54.74	58.50	56.88	50.13	53.39	47.04	48.98
7	所沢市	51.15	57.67	58.52	53.60	54.15	47.65	53.32
8	飯能市	54.53	58.29	57.26	58.56	55.36	51.30	53.09
9	加須市	48.26	53.00	51.10	48.43	48.80	43.48	45.31
10	本庄市	54.06	56.17	54.91	51.03	49.37	45.35	46.20
11	東松山市	53.97	56.71	57.34	51.54	52.96	46.27	55.80
	岩槻	50.50	-	-	-	-	-	-
12	春日部市	54.38	56.26	52.07	50.62	50.81	45.89	46.36
13	狭山市	53.68	57.19	59.17	54.43	54.58	51.46	53.02
14	羽生市	47.85	53.06	51.93	48.32	49.05	44.09	44.44
15	鴻巣市	54.16	57.09	57.87	54.18	53.79	48.28	52.38
16	深谷市	47.19	51.80	50.93	47.38	47.84	41.46	43.93
17	上尾市	53.61	58.19	57.14	51.92	50.63	46.95	49.58
18	草加市	50.41	53.85	53.56	49.68	49.97	43.91	48.62
19	越谷市	51.39	54.87	54.72	51.35	50.65	44.99	49.44
20	蕨市	55.43	56.90	58.78	54.18	53.50	47.77	53.28
21	戸田市	48.66	53.29	51.88	48.86	49.71	43.64	48.74
22	入間市	53.20	58.47	58.33	51.90	53.57	49.30	51.61
	鳩ヶ谷	52.89	56.72	57.42	-	-	-	-
23	朝霞市	51.13	56.38	56.56	50.77	52.39	48.35	53.75
24	志木市	53.59	57.96	57.87	50.92	52.35	47.33	53.03
25	和光市	52.67	55.75	56.81	53.52	54.58	48.18	55.05
26	新座市	53.78	57.78	57.86	53.59	54.03	48.49	51.95
27	桶川市	55.04	58.22	57.31	51.42	53.31	48.28	51.76
28	久喜市	52.95	57.62	54.61	52.77	53.89	49.56	49.89
29	北本	55.88	58.59	58.94	53.78	55.07	49.01	53.16
30	八潮市	49.24	53.27	52.27	48.07	47.06	40.75	44.54
31	富士見	51.55	56.22	55.99	50.16	53.12	45.05	50.23
	上福岡	54.52	-	-	-	-	-	-
32	三郷市	50.25	53.34	52.91	53.25	47.46	43.11	47.35
33	蓮田市	55.96	59.14	55.94	53.07	53.22	47.30	49.07
34	坂戸市	52.75	59.63	58.29	52.84	50.66	46.72	47.92
35	幸手市	51.39	55.18	55.26	51.10	51.05	47.33	49.64
36	鶴ヶ島市	53.95	57.42	57.62	53.89	53.71	48.56	53.10
37	日高市	55.75	58.23	57.62	54.27	54.62	48.91	52.74
38	吉川市	54.22	53.46	52.97	48.53	48.22	44.71	49.59
39	ふじみ野	-	57.33	56.72	53.29	53.26	46.27	51.96
40	白岡市	55.21	59.31	57.66	53.07	54.09	47.94	52.24
	市計	52.18	56.14	55.64	51.04	51.80	46.26	50.17
41	伊奈町	52.73	55.60	55.29	47.29	48.03	43.64	48.85
	吹上町	56.17	-	-	-	-	-	-
	北足立郡計	54.45	55.60	55.29	47.29	48.03	43.64	48.85

選挙期日	市区町村名	平成16年 7月11日	平成19年 7月29日	平成22年 7月11日	平成25年 7月21日	平成28年 7月10日	令和元年 7月21日	令和4年 7月10日
	大井町	53.72	-	-	-	-	-	-
42	三芳町	54.61	59.12	60.46	54.96	54.90	48.49	53.95
43	毛呂山町	53.26	57.21	58.08	52.58	52.94	47.43	50.21
44	越生町	58.69	72.30	62.62	58.59	58.05	61.83	55.89
	名栗村	60.34	-	-	-	-	-	-
	入間郡計	56.12	62.88	60.39	54.50	54.54	49.96	52.69
45	滑川町	63.00	56.55	59.02	53.35	54.34	49.00	53.34
46	嵐山町	54.31	58.03	59.32	55.26	56.48	51.35	53.45
47	小川町	55.59	60.80	58.95	57.39	57.67	53.20	54.74
	都幾川村	55.46	-	-	-	-	-	-
	玉川村	59.00	-	-	-	-	-	-
48	川島町	51.93	56.17	57.38	52.68	52.78	47.53	51.57
49	吉見町	55.07	59.31	59.25	53.93	55.64	51.67	53.45
50	鳩山町	60.47	65.52	66.62	61.84	68.77	57.76	60.66
51	ときがわ町	-	61.86	59.45	56.51	56.70	53.57	54.85
	比企郡計	56.85	59.75	60.00	55.79	57.18	51.83	54.35
52	横瀬町	60.18	61.75	60.78	57.16	58.74	51.56	53.36
53	皆野町	64.61	62.63	65.71	58.04	62.79	52.27	55.32
54	長瀬町	56.56	58.46	60.05	51.27	57.25	50.77	51.33
	吉田町	62.54	-	-	-	-	-	-
55	小鹿野町	56.49	59.55	59.14	52.77	55.61	51.37	52.17
	両神村	61.19	-	-	-	-	-	-
	大滝村	74.35	-	-	-	-	-	-
	荒川村	65.43	-	-	-	-	-	-
56	東秩父村	65.14	66.32	70.12	62.26	65.80	60.98	66.49
	秩父郡計	62.94	61.74	63.16	55.41	59.07	52.23	54.09
57	美里町	52.50	55.23	57.61	52.73	49.53	44.49	48.24
	児玉町	46.38	-	-	-	-	-	-
58	神川町	47.08	51.90	52.31	46.84	49.24	44.73	45.30
	神泉村	65.99	-	-	-	-	-	-
59	上里町	52.08	55.23	54.27	49.68	50.17	46.53	45.56
	児玉郡計	52.81	54.12	54.73	49.60	49.81	45.67	46.05
	大里町	52.38	-	-	-	-	-	-
	江南町	51.64	-	-	-	-	-	-
	妻沼町	51.61	-	-	-	-	-	-
	岡部町	48.35	-	-	-	-	-	-
	川本町	48.76	-	-	-	-	-	-
	花園町	53.20	-	-	-	-	-	-
60	寄居町	54.07	55.56	56.86	52.41	53.24	45.49	50.66
	大里郡計	51.43	55.56	56.86	52.41	53.24	45.49	50.66
	騎西町	51.20	55.58	-	-	-	-	-
	南河原村	51.99	-	-	-	-	-	-
	川里町	45.79	-	-	-	-	-	-
	北川辺町	52.59	57.29	-	-	-	-	-
	大利根町	53.85	59.06	-	-	-	-	-
	北埼玉郡計	51.08	57.31	-	-	-	-	-
61	宮代町	66.83	61.55	60.19	55.79	54.90	51.49	53.11
	菖蒲町	49.15	54.02	-	-	-	-	-
	南埼玉郡計	59.90	58.63	60.19	55.79	54.90	51.49	53.11
	栗橋町	55.58	60.54	-	-	-	-	-
	鷺宮町	54.14	59.10	-	-	-	-	-
62	杉戸町	60.35	59.26	56.94	55.32	53.44	55.41	50.11
63	松伏町	61.44	53.93	52.63	46.78	44.98	43.03	45.16
	庄和町	60.75	-	-	-	-	-	-
	北葛飾郡計	58.45	58.21	54.79	51.99	50.13	50.55	48.17
	町村計	55.40	58.38	58.20	53.39	53.85	49.52	51.38
	県計	52.60	56.35	55.83	51.21	51.94	46.48	50.25

注) 在外選挙制度の改正のため、平成19年7月29日以降の有権者数には、在外選挙人を含みます。

第26回参議院議員通常選挙 議案・告示一覧

番号	議案名	期日	番号	告示名	期日
			1	直接請求のための署名収集禁止期間	5月20日
1	参議院埼玉県選出議員選挙における立候補予定者説明会の日時及び場所について	4月21日	2	参議院埼玉県選出議員選挙における立候補予定者説明会の開催	4月21日
2	参議院埼玉県選出議員選挙における選挙時登録の登録基準日等について	5月25日	3	参議院埼玉県選出議員選挙における選挙時登録の登録基準日等	6月15日
3	参議院埼玉県選出議員選挙における選挙長の選任について	5月25日	4	参議院埼玉県選出議員選挙における選挙長の住所及び氏名	6月22日(公示日)
4	参議院埼玉県選出議員選挙における選挙長の職務代理者の選任について	5月25日	5	参議院埼玉県選出議員選挙における選挙長の職務代理者の住所及び氏名	6月22日(公示日)
5	参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の選任について	5月25日	6	参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の住所及び氏名	6月22日(公示日)
6	参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の職務代理者の選任について	5月25日	7	参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の職務代理者の住所及び氏名	6月22日(公示日)
7	参議院埼玉県選出議員選挙における立候補届出の受付場所及び受付順序の決定方法について	5月25日			
8	参議院埼玉県選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日について	5月25日	8	参議院埼玉県選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日	6月15日
9	参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の日時及び場所について	5月25日	9	参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の日時及び場所	7月5日(選挙期日前5日)
10	参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所について	5月25日	10	参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所	7月5日(選挙期日前5日)
11	参議院埼玉県選出議員選挙において交付する選挙運動用通常葉書差出票及び公職の候補者旅客運賃後払証の公印刷込みについて	5月25日			
12	参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙等の用紙及び印刷の色分けについて	5月25日			
13	参議院埼玉県選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所について	5月25日	11	参議院埼玉県選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所	6月22日(公示日)
14	参議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所について	5月25日	12	参議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所	6月22日(公示日)
15	参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所について	5月25日	13	参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所	6月22日(公示日)
16	参議院埼玉県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所について	5月25日	14	参議院埼玉県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所	6月22日(公示日)
17	参議院埼玉県選出議員選挙において政見放送を行わない候補者に係る経歴放送等について	5月25日			
18	参議院埼玉県選出議員選挙におけるポスター掲示場総数の減少協議について	5月25日			
			15	参議院埼玉県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	6月22日(公示日)
			16	参議院埼玉県選出議員選挙における選挙人名簿登録者の50分の1又は3分の1の数等	6月22日(公示日)
			17	参議院埼玉県選出議員選挙における立候補届出	6月22日(公示日)
19	参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の順序について	6月22日(公示日)			
20	参議院埼玉県選出議員選挙における政見放送の日時について	6月22日(公示日)			
21	参議院埼玉県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時について	6月22日(公示日)			
22	参議院埼玉県選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序について	6月23日(公示日の翌日)			
23	参議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序について	6月23日(公示日の翌日)			
			18	参議院議員通常選挙投票用紙印刷業務に関する契約の相手方に関する契約の相手方等の告示	7月8日(随意契約締結後72日以内)
			19	参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限【選挙長】	7月5日(選挙期日前5日)
			20	参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の参観人員の制限【分会長】	7月5日(選挙期日前5日)
			21	参議院埼玉県選出議員選挙における選挙立会人のくじの日時及び場所【選挙長】	7月5日(選挙期日前5日)
			22	参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人のくじの日時及び場所【分会長】	7月5日(選挙期日前5日)
			23	参議院埼玉県選出議員選挙において当選した者の住所及び氏名	7月12日(選挙会の日)
			24	参議院埼玉県選出議員選挙における選挙運動収支報告書の要旨	

※ 議案・告示は、法律上あり得ても実際はないと思われるものは除いた(例 無投票となった旨の告示、補充立候補関係等)

参議院比例代表選出議員選挙埼玉県選挙分会長 山下勝矢
 一日時 令和四年七月八日 午前十時三十分
 二場所 埼玉県選挙管理委員会室

埼玉県告示第七百十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年七月八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
参議院議員通常選挙投票用紙印刷業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部市町村課選挙担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年5月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
望月印刷株式会社 埼玉県さいたま市中央区円阿弥5丁目8番36号
- 5 契約金額
38,844,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第151条の2第1項第5号に該当

埼玉県選管告示第五十五号

令和四年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙において当選した者の住所及び氏名は次のとおりである。

令和四年七月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

住 所	氏 名
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野二三七〇番地一	関口 昌一
埼玉県さいたま市大宮区土手町二丁目一〇五番地	上田 清司
埼玉県所沢市大字本郷一〇〇八番地の五	西田 実仁
埼玉県さいたま市北区宮原町三丁目六〇二番地 一〇二号	高木 真理

届出番号	届別の候補者氏名	住所	年齢	党派	職業	一のウェブサイト等のアドレス
13	本人 さかうえ ひとし	神奈川県横浜市青葉区	60歳	参政党	会社社長	https://go2senkyo.com/seijika/184675
14	本人 池高生	広島県大竹市	53歳	N H K 党	会社役員	https://twitter.com/takao_ike
15	本人 西みゆか	埼玉県さいたま市中央区	50歳	れいわ新選組	弁護士	https://www.nishi-law.com

埼玉県選管告示第五十三号

令和四年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和四年七月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

- 一 日時 令和四年七月十二日 午後一時三十分
二 場所 埼玉県県民健康センター大会議室C

埼玉県選管告示第五十四号

令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和四年七月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

- 一 日時 令和四年七月十二日 午後一時三十分
二 場所 埼玉県県民健康センター大会議室C

埼玉県参埼選告示第二号

令和四年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の参観人員を十人に制限する。

令和四年七月五日

参議院埼玉県選出議員選挙選挙長 岡田昭文

埼玉県参比選告示第一号

令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における埼玉県選挙分会の参観人員を十人に制限する。

令和四年七月五日

参議院比例代表選出議員選挙埼玉選挙分会長 山下勝矢

埼玉県参埼選告示第三号

令和四年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙立会人となるべき者につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条の規定により行うべきくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和四年七月五日

参議院埼玉県選出議員選挙選挙長 岡田昭文

- 一 日時 令和四年七月八日 午前十時
二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

埼玉県参比選告示第二号

令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における埼玉県選挙分会の選挙立会人となるべき者につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条の規定により行うべきくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和四年七月五日

東第七区 春日部市
東第八区 越谷市
東第九区 八潮市

六六、三二〇人
九五、八四一人
二五、二六六人

東第十区 三郷市
東第十一区 幸手市・杉戸町
東第十二区 吉川市・松伏町

三九、一二〇人
二六、九二六人
二七、九六二人

埼玉県参事選告示第一号

令和四年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙につき、候補者として六月二十二日次のとおり届出があった。

令和四年六月二十二日

参議院埼玉県選出議員選挙選挙長 岡田昭文

届出番号	届出の別	ふりがな候補者氏名	住 所	年 齢	党 派	職 業	一のウェブサイト等のアドレス
1	本人	宮川 なおき	埼玉県さいたま市緑区	49歳	NHK党	建設会社社長	
2	本人	加来 たけよし	東京都港区	41歳	日本維新の会	弁護士	https://kaku-takeyoshi.com/
3	本人	高木 まり	埼玉県さいたま市北区	54歳	立憲民主党	政党役員	http://marit.jp
4	本人	みなと 侑子	埼玉県さいたま市大宮区	39歳	幸福実現党	団体職員	https://candidates.hr-party.jp/yuko-minato/
5	本人	関口 まさかず	埼玉県秩父郡皆野町	69歳	自由民主党	参議院議員	http://www.seki-guchi-masakazu.com/
6	本人	上田 きよし	埼玉県さいたま市大宮区	74歳	無 所 属	参議院議員	https://ueda-kiyoshi.com
7	本人	梅村 さえこ	埼玉県蕨市	58歳	日本共産党	党中央委員	https://www.jcp-umemura.jp
8	本人	河合 ゆうすけ	東京都葛飾区	41歳	NHK党	歌手	http://kawai-yusuke.info/
9	本人	西田 まこと	埼玉県所沢市	59歳	公 明 党	政党役員	https://www.nishida-makoto.jp
10	本人	高橋 やすし	東京都文京区	65歳	無 所 属	大学教員	https://www.facebook.com/profile.php?id=10003028561086
11	本人	堀切 笹美	東京都新宿区	47歳	日本第一党	日本第一党 党員	https://horikiri-sasami.info
12	本人	小林 宏	千葉県柏市	49歳	NHK党	会社経営	

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
一三三、三六三人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
八七一、〇一五人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

選挙区 数

南第一区 草加市 六九、七四九人
南第二区 川口市 一四七、七一〇人
南第三区 さいたま市西区 二六、一五三人
南第四区 さいたま市北区 四一、五九七人
南第五区 さいたま市大宮区 三三、九五七人
南第六区 さいたま市見沼区 四五、九五七人
南第七区 さいたま市中央区 二八、六八二人
南第八区 さいたま市桜区 二六、八一三人
南第九区 さいたま市浦和区 四五、七九九人
南第十区 さいたま市南区 五二、六一四人
南第十一区 さいたま市緑区 三五、五一二人
南第十二区 さいたま市岩槻区 三一、六四九人
南第十三区 上尾市・伊奈町 七七、一五三人
南第十四区 桶川市 二一、二七二人
南第十五区 北本市 一九、〇五四人
南第十六区 鴻巣市 三三、四一二人
南第十七区 志木市 二一、〇八六八人

南第十八区 新座市 四五、九五三人
南第十九区 蕨市 一九、九九五人
南第二十区 戸田市 三七、三〇三人
南第二十一区 朝霞市 三九、三三六人
南第二十二区 和光市 二三、〇七八人
西第一区 所沢市 九七、二一八人
西第二区 入間市 四一、四五三人
西第三区 飯能市 二二、四九九人
西第四区 狭山市 四二、七八八人
西第五区 ふじみ野市・三芳町 四二、〇四八人
西第六区 富士見市 三一、三三三人
西第七区 川越市 九八、一七二人
西第八区 日高市 一五、五〇一人
西第九区 毛呂山町・越生町・鳩山町 一六、八五九人
西第十区 坂戸市 二七、八五〇人
西第十一区 鶴ヶ島市 一九、七二八人
西第十二区 東松山市・川島町・吉見町 三六、二〇一人
西第十三区 滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町 二一、八六〇人
北第一区 秩父市 一七、一六七人
北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村 一〇、九一一人
北第三区 本庄市・神川町・上里町 三三、七一八人
北第四区 深谷市・美里町・寄居町 五二、一七二人
北第五区 熊谷市 五四、七八六人
東第一区 行田市 二二、五七八人
東第二区 羽生市 一五、一三七人
東第三区 加須市 三一、五六六人
東第四区 久喜市 四二、八六三人
東第五区 蓮田市 一七、六二五人
東第六区 白岡市・宮代町 二四、四〇〇人

埼玉県選管告示第四十六号

令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の名称等の掲示につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第三項の規定により行うくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

一 日時 令和四年六月二十二日 午後七時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

埼玉県選管告示第四十七号

令和四年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における政見放送及び経歴放送実施規程第十四条第一項の規定による各候補者の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

一 日時 令和四年六月二十二日 午後七時三十分

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

埼玉県選管告示第四十八号

令和四年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

一 日時 令和四年六月二十三日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

埼玉県選管告示第四十九号

令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

一 日時 令和四年六月二十三日 午後六時二十分

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

埼玉県選管告示第五十号

令和四年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

五四、五四〇、六〇〇円

埼玉県選管告示第五十一号

令和四年六月二十一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

埼玉県選管告示第二十三号

第二十六回参議院議員通常選挙に係る参議院埼玉県選出議員選挙における立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

令和四年四月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

一日 時 令和四年五月二十七日 午後一時三十分

二場 所 埼玉県庁第三庁舎講堂

埼玉県選管告示第三十六号

埼玉県の区域において参議院議員通常選挙が行われることとなったため、令和四年五月二十六日から参議院議員通常選挙の期日までの間、埼玉県の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和四年五月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

埼玉県選管告示第四十号

令和四年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日及び登録日は次のとおりである。

令和四年六月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

一 登録基準日 令和四年六月二十一日

（ただし、年齢については令和四年七月十日）

二 登録日 令和四年六月二十一日

埼玉県選管告示第四十一号

令和四年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、六月二十二日とする。

令和四年六月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

埼玉県選管告示第四十四号

令和四年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和四年六月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

選挙長

埼玉県川越市

岡田昭文

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県川越市

山根隆治

埼玉県選管告示第四十五号

令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和四年六月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

選挙分会長

埼玉県三郷市

山下勝矢

選挙分会長の職務を代理すべき者

埼玉県川越市

福永信之

埼選管第174号
令和4年5月24日

各市区町村選挙管理委員会委員長 様

埼玉県選挙管理委員会
委員長 岡田 昭文（公印省略）

第26回参議院議員通常選挙の管理執行について（通知）

近く執行される第26回参議院議員通常選挙の管理執行については、厳正かつ公平な管理執行を旨とし、緊張感を持って職務に臨み、ひとつひとつの作業を確実に実施するとともに、節目節目において十分に点検を行った上で、下記事項に特に注意の上、遺漏のないよう万全の措置を講じられますようお願いいたします。

特に、最近の国政選挙や統一地方選挙において、選挙への信頼を揺るがす不祥事件が発生していることから、平成30年4月に通知した「選挙の厳正な管理執行の確保について（通知）」の趣旨を踏まえ、改めて選挙の公正の確保という原点に立ち返って、公職選挙法等関係法令を遵守することはもとより、民主主義の根幹をなす選挙への信頼を支えているという自覚を持つよう職員の選挙事務に対する意識を徹底し、選挙の厳正な管理執行については選挙の信頼確保に全力を尽くされるようお願いいたします。

また、選挙の管理執行に当たっては、「第26回参議院議員通常選挙における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和4年5月23日埼選管第156号）を参照の上、その地域の実情に応じ、保健福祉担当部局及び危機管理担当部局と緊密な連絡をとり、選挙人の投票機会の確保及び投票における安全・安心の確保に配慮した管理執行を図られますようお願いいたします。

今回の参議院議員通常選挙では、投票管理者等の住所の一部告示などの制度改正が適用されることから、その事務に遺漏のないよう管理執行体制に万全を期されますようお願いいたします。

なお、他の団体の取組も参考に、選挙事務全般について一層の改善、合理化に努めていただくようお願いいたします。

記

第1 選挙人名簿及び在外選挙人名簿について

1 選挙人名簿

（1）事前の準備

選挙人名簿については、短期間に登録事務を処理しなければならないので、被登録資格を有する者の常時調査及び整理並びに年齢満17年に達している者の調査

及び整理については、なお一層の配慮をし、脱漏、誤載等の生じないよう周知な準備を進めること。

(2) 選挙時登録の基準日等

選挙時登録の基準日等については、次により実施すること。

基準日 公示日の前日（ただし、年齢については、選挙期日）

登録日 公示日の前日

この場合において、公示日から選挙期日までの間に年齢満18年に達する者については登録日に登録することになるが、その者に係る住所要件等は基準日を基準とするものであること。

これにより登録された者であっても、年齢満18年に達するまでは期日前投票を行うことはできないが、不在者投票を行うことはできるものであること。

また、選挙人名簿の登録に当たっては、被登録資格について適切に調査する等遺漏のないようにすること。特に、住所要件の認定に当たっては、「選挙人名簿の登録・抹消に係る被登録資格の確認等の取扱いについて」（平成30年3月28日付総行選第20号・総行住第46号）の趣旨を踏まえ、住民基本台帳担当部局と十分に連携し、選挙人名簿と住民基本台帳との整合等を図ることにより、選挙人がいずれの選挙人名簿にも登録されないことがないように留意すること。

さらに、住民基本台帳事務処理要領に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を受けている者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧については、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する厳格な取扱いについて（通知）」（平成29年10月4日付け埼選管第232号）を踏まえ、厳格な運用を行うこと。

2 在外選挙人名簿

在外選挙人名簿の登録や在外選挙人証の交付事務については、「在外投票の事務処理について」（令和4年5月17日付け埼選管第138号）を参照の上、事務の執行に万全を期すこと。

第2 投票について

- 1 選挙人は、参議院選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）については候補者の氏名を、参議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）については参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載して投票することとなっているが、投票の記載方法の混同等が生ずることのないよう、事務従事者に正しい制度の理解を徹底するとともに、選挙人に周知すること。この場合、比例代表選挙について、特定枠名簿登載者の氏名を記載した投票は、当該参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされることに留意すること。

また、投票所内外の目につきやすいところに投票の記載方法を分かりやすく記載した掲示を行うなど投票所における説明及び案内に特に配慮すること。

2 投票用紙の区分

無効投票の減少及び開票事務の円滑化を図る見地から、選挙区選挙の投票用紙はクリーム色の紙に黒色のインクで、比例代表選挙の投票用紙は白色地の紙に赤色のインクで印刷している。また、選挙区選挙の投票用紙には「㊤」、比例代表選挙の投票用紙には「㊤」と大きな文字で記載してあるので、交付誤りのないよう留意すること。

なお、視覚障害者自らが投票用紙の種類を識別できるように、点字投票用紙の右上から右下にかけて点字で選挙の種類を表示している。

3 投票用紙の管理及び受払い

投票用紙の管理及び受払いについては、特に慎重に取り扱い、不正使用、紛失等の事故が生じることのないよう、保管者及び保管場所の選定並びに交付簿の整備について十分留意し、適正な管理を行うこと。

4 投票所入場券

- (1) 投票所入場券については、投票時における選挙人の整理及び確認等の迅速化のほか、投票所の場所及び投票時間の周知等に効果があると考えられるので、これを発行するように努めるとともに、投票を行う選挙人に対して投票所入場券を持参するよう周知すること。

なお、視覚障害者に送付する投票所入場券については、県選挙管理委員会で作成、配布した点字シールを必ず貼付するなど、特段の配慮を行うこと。

- (2) 期日前投票は、選挙期日の公示日の翌日から行うことができるものであるため、選挙人に混乱を来すことのないよう、あらかじめ投票所入場券の発送日時等について郵便局等と十分に調整を行い、投票所入場券が速やかかつ確実に選挙人に交付されるよう努めること。

また、期日前投票の際に提出する宣誓書については、選挙人が事前に記載することができるよう、例えば、投票所入場券の裏面に様式を印刷する、投票所入場券の交付の際に同封するなど、市区町村において創意工夫し、期日前投票所の円滑な受付など選挙人の便宜に資するよう努めること。

- (3) 投票所入場券の交付に当たっては、選挙人への二重送付、送付漏れ又は選挙権のない者に送付することのないよう十分留意すること。
- (4) 投票所、共通投票所又は期日前投票所に投票所入場券を持参しない選挙人に対しては、不正防止の見地から本人確認を的確に行うべきものであること。

5 投票の順序等

選挙区選挙と比例代表選挙に係る投票の記載方法の混同等により無効投票が多発することを防止し、併せて開票事務の迅速化を図るため、次の事項等について十分に考慮すること。

- (1) 投票の順序については、選挙区選挙の投票を先に行い、比例代表選挙の投票を後にすること。

- (2) 投票用紙の交付に当たっては、選挙人名簿又はその抄本との対照を確実にを行い、当該選挙の選挙権を有する者であることを十分確認すること。なお、オンラインによる名簿対照も可能であること。また、特に、投票日当日は、多くの選挙人が投票所に来場することが予想されるが、期日前投票所や共通投票所で投票を行った選挙人が再度投票を行うことがないように、システム上投票済であるかどうかの表示確認を行うなど、二重投票の防止を徹底すること。
- (3) 選挙区選挙と比例代表選挙の投票用紙は別々に交付することとし、その際、必ず複数の者が投票用紙の種類の確認を行い、投票事務従事者の思い込みなどにより投票用紙の交付誤り等が生ずることのないよう万全を期すこと。
- (4) 投票用紙を誤りのないように交付するため、投票用紙自動交付機へ投票用紙をセットする際は、投票用紙の色及び「㊦」、「㊧」の表示を確認しその種類を複数の者により確実に確認すること。特に、セット直後には、投票用紙に印刷された選挙名を読み上げて交付するなど、注意を尽くすこと。
- (5) 投票用紙交付時に選挙の種類を口頭で説明する際には、誤った選挙の種類を説明することのないよう、十分留意すること。
- なお、点字投票を行う選挙人が、投票用紙を取り違えることのないように、当該選挙人に対し投票の種類について口頭で説明する等の措置をとること。
- (6) 選挙人が投票所入場券を持参しない場合には不正防止の見地から本人確認を適切に行うべきであること。この場合、マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書類の提示を求めることや氏名、住所等を確認するなど、本人確認を徹底した上で、投票用紙の交付を行うこと。
- また、他人へのなりすましによる投票を行うことは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第237条に規定する詐偽投票罪の対象となる行為であるので、選挙人に周知すること。
- (7) 投票記載場所や投票箱等の設備について、選挙人がそれぞれの選挙ごとに、別々に記載及び投票ができるよう配慮すること。

6 投票所、共通投票所及び期日前投票所

- (1) 投票区については、「投票区の増設等について」（令和4年5月23日付け埼選管第157号）を踏まえ、積極的に対応するとともに、投票所は、選挙人の便宜を考慮して当該投票区の中で最も適切な施設を選定して設けること。また、投票管理者及び投票立会人の選任要件が緩和されたことから、投票所の維持・確保に努めること。

期日前投票所の設置は、「当該市区町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする」とした、増設に向けての規定（法第48条の2第7項）を踏まえ、地域の実情も考慮しながら、選挙人にとって利便性の高い場所への設置を積極的に検討すること。期日前投票制度が浸透し、利用者数が増加傾向にあることから、「期日前投票制度の活用について」（令和4年5月23日付け埼選管第170号）も踏まえ、混雑が予想される

日時の体制強化などの工夫を検討すること。また、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、選挙人の分散を図るため、これまで以上に期日前投票所の増設や移動期日前投票所の活用等について検討すること。

また、共通投票所の設置についても、「共通投票所の積極的な設置について」（令和4年5月23日付け埼選管169号）を踏まえ、地域の実情も考慮しながら、選挙人にとって利便性の高い場所に設置されるよう、十分に検討すること。

これらの投票所の設置にあたっては、高齢者や歩行が困難な身体障害者等の便宜のため、エレベーター等昇降設備のない2階以上の室に設けることは避けるよう特に留意すること。

また、投票所において、高齢者や障害者等が利用しやすい駐車場の確保に努めること。その際、投票所を設置した施設に隣接した場所など選挙人の利便性を考慮した場所に設けることにも配慮すること。

- (2) 投票所、共通投票所及び期日前投票所は、投票の秘密や選挙の公正を確保するために必要な場所及び設備を有し、投票所の秩序を適切に保持することができる場合には、駅構内やショッピングセンター等頻繁に人の往来がある施設においても設置することが可能であるので、当該施設への設置について十分検討の上、積極的に措置すること。なお、この際、「選挙人名簿対照オンラインシステムに利用する回線について」（平成30年12月21日付け埼選管第260号）に示したとおり、選挙人名簿のオンラインによる対照に当たっては、セキュリティの確保された無線の専用回線を活用すること等により、増設について検討すること。
- (3) 若年層への啓発の観点から、大学等と連携し、改めてその構内における期日前投票所の設置について検討を行うこと。
- (4) 投票所までの巡回・送迎バスの運行やバスの無料乗車券の発行など、選挙人に対する投票所への移動支援や、複数の箇所を巡回する自動車を用いた移動期日前投票所の取組については、高齢者など投票所への移動が困難な選挙人などの投票機会の確保の観点から、有効な取組と考えられるため、「投票所への移動支援及び移動期日前投票所の積極的な実施について」（令和4年5月23日付け埼選管第172号）を踏まえ、積極的な措置を講じること。また、これらの経費については選挙執行委託費において措置されること。

また、投票所や期日前投票所までのガイドヘルプについては、障害者総合支援法に基づくサービスである移動支援や同行援護等の利用について周知を行うなど、福祉担当部局とも連携をとり、制度の積極的な活用が図られるようにすること。

- (5) 投票所、共通投票所及び期日前投票所の設備等については、次の事項に留意の上、選挙人が利用しやすいものとなるよう、積極的な措置を講じること。
 - ア 投票所内においては、選挙人が選挙を身近なものと感じ、明るい雰囲気できれいに投票できるように創意工夫を凝らすこと。

また、プライバシーの確保等に留意した上で、障害者や高齢者の方々に親切で丁寧な対応ができるよう十分配慮すること。
 - イ 投票が円滑に行われるようにするため、投票所内の入口等に投票の順序、投票所の見取図を掲示し、また投票所内においては選挙人の投票のための順路を

適切な方法で明示するなどの措置を講じるほか、高齢者や障害者等の投票の便宜のため、次のことに留意すること。

- (ア) 投票所においては、幅が広く堅固な記載台や記載台への照明灯の設置、車イスや車イス用の投票記載台、点字や拡大文字による候補者名簿、標準点字盤、虫眼鏡、老眼鏡、文鎮などのより投票しやすい設備や備品を準備すること。
 - (イ) 投票所を設置した施設の敷地の入口から投票を記載する場所までの間に段差がある場合には、スロープを設置する、常時人的介助が可能な体制をとるなどの適切な措置を講ずること。従前から継続して設置している投票所についても、支障となる段差がないか、設置したスロープの勾配は適正か、必要な場所で人的介助を求めることができ、すぐに職員が対応できる体制となっているかなど、障害者や高齢者の視点に立って改めて点検し、必要な措置を講ずること。
 - (ウ) 投票所において、高齢者や障害者等が利用しやすい駐車場の確保に努めること。また、投票所外の設備として、選挙人の投票機会の確保を図る観点からも、駐車場の確保について、施設管理者と相談のうえ、必要な検討をすること。
 - (エ) 投票所において、準備している設備や備品の内容、必要とされる選挙人には人的介助が可能であることについて、障害者や高齢者等の方々に周知すること。また、併せて自書ができない選挙人については、代理（代筆）投票が可能であることについて、周知すること。
- ウ 選挙人を介護する者その他の選挙人とともに投票所に入るということについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者は、従前どおり投票所に入ることができることとなっているので、その取扱いに留意すること。
- (6) 投票所、共通投票所及び期日前投票所には、選挙人が同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢満18年未満の者）も入ることができることから、対応について事前に十分に検討すること。
 - (7) 共通投票所について、投票日当日に、すべての投票区の多数の有権者が一時に集中する可能性があることから、共通投票所内の混雑を解消できるよう、対応について事前に十分な検討を行うこと。
 - (8) 地方選挙と同日で執行される市区町村については、投票所、共通投票所及び期日前投票所の混雑が予想される場合には、投票所、共通投票所及び期日前投票所として選定する施設の見直しや投票所内のレイアウトの見直し等により混雑の解消に努めること。
 - (9) 投票所の開閉時間の繰上げ又は繰下げについては、法第40条第1項ただし書の規定により、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限定されているところであり、当該規定の適用に当たっては、選挙の行われる時季や地域の実情等を精査し十分な検討を行った上で、厳正に対応するとともに、必要に応じて十分に説明するよう努めること。

特に、投票所の開閉時間については、選挙人に混乱が生じないように、投票所入場券や各種広報媒体の活用等により、あらかじめ十分な周知を行うこと。

- (10) 期日前投票の投票時間については、期日前投票の更なる利便性向上に資するよう、地域の実情等を踏まえ、投票時間の延長や有権者の投票が見込まれる時間帯に合わせた投票時間の設定などについて、積極的な検討を行うこと。その際、従前の期日前投票所の開閉時間が従前から変更となる場合をはじめ、投票時間について選挙人に対する説明や周知に努めること。

7 投票管理者及び投票立会人の選任

- (1) 投票管理者及び投票立会人については、その確保が難しくなっている地域があること等を踏まえ、選任要件が「選挙権を有する者」に緩和されたところであり、地域の実情やその役割等を踏まえ、その職務を果たすことができる者を適切に選任すること。
- (2) 投票管理者については、1の投票所において2人以上の者が交替してその職務を行う、いわゆる交替制をとることが可能とされたところであるが、交替制をとる場合においては、責任所在の明確化の観点から、これらの者が職務を行うべき時間を告示するとともに、引継書により適切に事務の引継ぎが行われるよう留意すること。
- (3) 投票立会人は、本人の承諾を得て投票所及び共通投票所においては2人以上5人以下、期日前投票所においては2人を選任するものであること。
- また、投票立会人の選任に当たっては、従来の慣例に固執することなく、進んで女性層や青年層からも適宜選任するよう努めること。

8 選挙事務関係者の住所の告示

投票管理者、開票管理者又はこれらの職務代理者を選任した場合に行う住所の告示について、住所の全部を告示することを原則としつつ、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができることとされたので留意すること。

9 不在者投票

- (1) 不在者投票については、「不在者投票制度の活用について」（令和4年5月23日付け埼選管第171号）を参照の上、選挙期日に投票をすることが困難な選挙人で、不在者投票の事由に該当すると見込まれる者が一人でも多く投票をすることができるよう、十分に配慮すること。その際、早めの投票用紙等の交付請求及び投票を促すこと。
- (2) 不在者投票の投票用紙等のオンライン請求の受付について、マイナポータル¹のオンライン申請サービスである「ぴったりサービス」の利用を含め、積極的な実施を検討すること。
- (3) 現住所地の市区町村の選挙人名簿には登録されていない者であっても、
- ・ 旧住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されており、現住所地の市区町村に

住所を移してから4か月を経過していない者

- ・ 旧住所地の市区町村の住民基本台帳に引き続き3か月以上記録されている者で、転出時には当該市区町村の選挙人名簿に登録されていなかったが、転出後に旧住所地の市区町村の選挙人名簿に登録された者（いわゆる「表示登録」された者）

については、旧住所地の選挙人名簿の登録に基づいて投票することができることについて周知するとともに、早めの投票用紙等の交付請求及び投票を促すこと。

- (4) 進学や就職により市区町村の区域外に住所を移した大学生等の若者に対し、教育委員会等の関係機関と連携の上、住民票の異動について十分な周知を行うこと。
- (5) 不在者投票記載場所を期日前投票所に併設する場合には、それぞれの投票方法が異なるため、不在者投票の方法を事務従事者が正しく理解し、投票所を訪れた選挙人に的確に説明するなど選挙人の混乱を招かないよう十分に留意すること。
- (6) 不在者投票の適正な実施のため、その管理に万全を期すこと。

不在者投票を選挙人の属する市区町村の選挙管理委員会に送致するに当たっては、送致が迅速に行われるよう、レターパックプラスの使用を徹底するとともに、郵便局の窓口差し出すこと。特に、選挙期日に近い時期の不在者投票の送致については、郵便窓口への持参や集荷などの方法により、発送ができるよう、事前に郵便局と調整すること。

また、庁内に届いた不在者投票が選挙管理委員会事務局に届かない事態が生じないように、庁内での連携を図るとともに、投票所に送致された不在者投票の投票箱への投函漏れなどの事態が生じないように、各投票所における投票事務の処理について責任体制等を整備すること。

- (7) 法第49条第10項において、不在者投票管理者は市区町村選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせるなど不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされているところであり、不在者投票管理者に対して、不在者投票の公正な実施の確保について、周知徹底を図ること。

特に、指定病院等の不在者投票については、平成25年6月11日配布の「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等の施行に伴う取扱いについて」を参照の上、指定病院等の不在者投票管理者に対して、市区町村選挙管理委員会が選定した立会人（外部立会人）を立ち合わせる取組を積極的に進めるよう、文書や説明会等を通じて助言・指導を徹底すること。

併せて、指定病院等の不在者投票管理者に対しては、不在者投票の送致漏れ、同時に行われる選挙に係る投票用紙又は投票用封筒の交付誤り等が生じることのないよう十分指導すること。

なお、病院の不在者投票管理者の職務代理者に医師又は歯科医師以外の者もなることができることとされたので留意すること。

このほか、病院等の指定施設及び宿泊療養施設における投票の実施等にあたっての留意事項については、「病院等の指定施設及び宿泊療養施設における投票の実施等について」（令和3年4月8日付け埼選管第12号）を参照されたいこと。

- (8) 郵便等による不在者投票の制度の利用に当たっては、あらかじめ郵便等投票証

明書の交付を受けることのほか、代理記載制度の対象となる者については、郵便等投票証明書にその旨の記載を受け、代理記載人となるべき者を届け出ることが必要であることを十分に周知すること。

その際に、代理記載における不正行為に罰則の適用がある旨を併せて周知するなど、関係機関とも十分な連絡をとって、郵便等による不在者投票が厳正かつ的確に実施されるよう万全を期すこと。

また、郵便等投票については、選挙の期日前4日までに投票用紙等の交付を請求しなければならない等期日の制約があるので、早めの投票用紙の請求と早めの投票を促し、関係機関とも十分連携をとる等、事務の執行に万全を期すこと。

また、福祉部局とも連携しながら、選挙人本人だけでなく、その家族、ケアマネージャーや介護・福祉関係の施設・団体等、介護・福祉関係者にも制度の周知を図ること。

なお、投票用紙等の郵送については、選挙執行経費基準法上レターパックプラスの額が措置されており、その使用を徹底すること。

- (9) 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和3年法律第82号）第3条第1項による投票（特例郵便等投票）については、「特定患者等の特例郵便等投票及び濃厚接触者の投票について（通知）」（令和3年6月22日付け埼選管第134号）等により通知した事項に留意し、その運用に遺漏のないようにすること。
- (10) 指定船舶に乗船している船員及び南極地域において南極地域調査組織に関する業務又は活動を行う南極調査員の不在者投票については、「洋上投票及び南極投票の事務処理について」（令和4年5月23日付け埼選管第159号）を参照の上、事務の執行に万全を期すこと。
- また、指定船舶の船長等の不在者投票管理者に対しては、投票手続の公正性を確保するよう十分指導すること。特に、選挙期間前に洋上を航行することとなる船舶については、投票送信用紙等の積み忘れが起こらないよう、その請求を速やかに行うよう十分周知すること。
- (11) 不在者投票を各投票所へ送るための仕分け作業の省略等、市区町村の選挙管理委員会の事務の軽減を図るため指定投票区制度が設けられているので、この制度を採用するに当たっては、その趣旨等を十分に理解の上、その取扱いに過誤のないよう留意すること。
- (12) 投票所の閉鎖後に送致された不在者投票については、その数や遅延の理由を明らかにできるように集計・整理しておくとともに、投開票に関する書類は、当該選挙に係る議員の任期中は保存しなければならないこととなっているので、遺漏のないようにすること。

10 代理投票

代理投票については、この制度の趣旨、投票方法等を選挙人、投票管理者等に対し周知徹底すること。

代理投票の制度は、秘密投票の原則の例外としての性質を持つものであるので、

その手続は法令の定めるところにより、厳正に実施しなければならないものであり、その運用に遺漏のないようにすること。

特に、投票はあくまでも選挙人本人の自由意思に基づいて行われるべきものであることから、投票所の事務従事者のうちから定められた補助者2人が選挙人本人の意思を確実に確認した上で、そのうちの1人が選挙人の指示する候補者の氏名等を記載するよう徹底すること。いやしくも1人の補助者のみで代理投票を行うことなど絶対にないよう留意すること。

また、代理投票が認められる選挙人の態様は様々であることから、投票を補助すべき者は、選挙人本人の意思確認に当たり、個々の選挙人の状況に応じてきめ細かく適切に対応することが重要であり、必要に応じて、選挙人の家族や付添人等との間で、候補者の氏名の確認に必要な選挙人本人の意思の確認方法について事前打合せを行うこと等、その意思確認に十分努力すべきものであること。

なお、投票を補助する事務従事者以外の者に投票内容が知られないよう投票の秘密に配慮した取組事例等について、「代理投票時における投票の秘密に配慮した取組事例等について」（平成30年12月21日付け埼選管第250号）を参考にすること。

11 点字投票

点字投票については、この制度の趣旨、投票方法等を視覚障害者である選挙人、投票管理者等に対し周知徹底すること。

また、点字器等点字投票に必要な器材は、例えば点字版のように選挙人が使用しやすいもの（できれば木製のもの）を選択するとともに、選挙人からの申出に迅速に対応できるよう、あらかじめ必要な数量を用意しておくこと。

なお、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）により、投票に関する記載に使用することができる点字に、特殊音及びアルファベット等が追加されたことに留意すること。

12 在外投票

在外投票については、「在外投票の事務処理について」（令和4年5月17日付埼選管第138号）を参照の上、事務の執行に万全を期すこと。

13 投票速報

投票速報については、市区町村の端末と県投・開票速報本部のサーバーをインターネットで結ぶ「埼玉県投・開票速報オンラインシステム」により行うので、間違いのないよう速報体制の確立を図るとともに、速報要員の確保、速報事務の習熟等についても十分配慮すること。

なお、投票結果の速報に当たっては、期日前投票、不在者投票及び在外投票の算入漏れや二重計上等のないよう十分注意すること。

第4 開票について

1 開票事務の再点検

「選挙の厳正な管理執行の確保について」（平成30年4月23日付け埼選管第11号）を踏まえ、それぞれの開票における体制や個々の作業等について、過誤が発生し得る余地や不正が混入し得る余地がないかどうかという観点から改めて点検を行い、厳正な開票を確保すること。

特に、得票数が0票や得票総数と著しくかい離しているなど、想定しがたい事態が生じた場合には、必ず改めて確認すること。

2 即日開票の実施

選挙人に選挙の結果を速やかに知らせるようするため、即日開票を実施すること。このため、開票作業に適した開票所の選定のほか、事前の模擬開票の実施を通じて、適切かつ効率的な人員・器具等の配置を検討するとともに、票の分類方法及び分類用補助用具等を工夫すること等により、また、他の市区町村における取組も参考にしつつ、開票作業の一層の改善を図ること。

また、あらかじめあん分組合せリストや投票の効力判定例を作成し、開票管理者、事務従事者及び開票立会人との開票手順等に係る事前の打ち合わせに際し十分な説明を行うとともに、事務従事者の服装については作業にふさわしいものを選択すること、計数機等の導入を促進すること、点字投票の円滑な開票のため容易に点字を判読できる者を配置すること等により、公正かつ適正な開票事務及び開票時間の短縮に努めること。

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、手袋やマスクの着用、開披台の増設などの取組のほか、作業中の事務従事者間の距離の確保を図るとともに無理のないタイムスケジュールとするなど、開票事務従事者の体調管理に十分配慮すること。

また、悪天候により離島から投票箱等の送致ができず、開票開始時刻が当初の予定より遅れることとなった事例を踏まえ、令和元年の法改正により、選挙期日に近接して新たに開票区を設け、送致困難となった現地で開票ができるよう手続の整備が行われていることに留意すること。

3 開票の順序等

開票の順序については、選挙区選挙の開票を先に行い、比例代表選挙の開票を後にすること。

なお、開票事務の迅速化を図るため、選挙区選挙の開票が完全に完了しなくても、適宜、比例代表選挙の開票を開始することは、もとより差し支えないこと。

4 開票所内の秩序保持等

開票管理者は、開票所内の秩序保持に十分留意し、厳正かつ迅速な開票の進行に努めること。特に、候補者の運動員等と開票立会人が連絡を取り合う等の行為によって、開票事務に支障を来すようなことがないように留意すること。

また、開票事務に際しては、開票事務従事者など開票所に入入りし得る者以外の者が開票所内へ入場する、無用な筆記具等を持参する、投票用紙を持ったまま開票台を離れる、ポケットに手を入れる等、選挙人に疑念を抱かせかねない行為やいささかたりとも国民の信頼を損なう行為をとることのないように万全を期すこと。

なお、開票管理者、開票事務従事者等は、投票の秘密を侵害した場合には罰則の適用がある旨を十分認識し、特に、点字投票、在外投票、洋上投票等に関する秘密の保持に留意すること。

5 投票の効力の判定

投票の効力の判定については、迅速かつ的確にその判定をすることができるよう事前に判例及び実例の研究を行うとともに、事前に開票立会人に対しても研修等を行うことにより、開票事務の円滑な処理について協力を求めておくこと。

6 開票速報等

開票速報については、投票速報と同様「埼玉県投・開票速報オンラインシステム」により行うが、選挙の結果を選挙人に対して速やかに知らせるため、正確かつ迅速な速報体制の確立を図ること。

また、投票及び開票結果の速報に当たっては、投票者数と投票総数、有効投票及び無効投票と投票総数の相関関係等について総合的に点検を行うこと。特に、投票者数と投票総数の不一致については、再度その処理手続の点検を行うこと等によりその原因を調査し、安易に処理することのないよう留意すること。

なお、投票の数を不正に増減する行為には罰則の適用がある旨を十分に認識し、そのような行為が決して行われないう開票に関わる者に対し周知徹底を図ること。

第5 選挙公営について

1 ポスター掲示場

(1) 候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、選挙期日の公示日と定める予定なので、遅くとも公示日の前日までに設置すること。

なお、設置に当たっては、業者任せにすることなく、必ず職員が指定された場所にポスター掲示場が設置されているか現地確認すること。

(2) ポスター掲示場の設置及び管理については、選挙の期間中に豪雨、強風等も予想されるので、設置場所、方法等をあらかじめ十分検討の上、遺漏のないよう措置するとともに、その管理に万全を期し、倒壊、破損等の事態が生じたときは、速やかにその復旧を図ること。

2 選挙公報

(1) 選挙区選挙及び比例代表選挙の2種類の公報を発行することから、配布漏れや、配布期限（選挙期日前2日まで）経過後の配布等がないよう注意することはもと

より、可能な限り早期に配布を完了するよう努めること。

特に、選挙公報の配布を業者等に委託する場合には、業者の選定に十分留意するとともに、選定した業者に対しては、改めて制度の趣旨を十分説明の上、確実に配布を行うよう指導すること。

- (2) 特別の事情により新聞折込みによる配布を採用することについて当委員会に届出を行っている市町村の選挙管理委員会（平成12年3月31日以前に新聞折込みによる配布を採用することについて当委員会の承認を得た市町村の選挙管理委員会にあっては、届出を行っているものとみなされる。）にあっては、事前に新聞販売店の販売区域等の状況を十分調査し、新聞未購読世帯に対する措置、配布漏れに備えての補完措置及び各世帯に対する周知方法等地域の実状に応じた対策を十分検討した上で実施すること。

万一、配布漏れや配布誤りが生じた場合には、直ちに配布し直すなど事後の措置に万全を期すとともに、新聞折込みによる配布を行う場合には候補者等の選挙運動用ビラの新聞折込みと重ならないよう配慮すること。

- (3) 選挙公報の原稿をもとに、候補者の氏名、政見等を点字、音声テープ、CD及び拡大文字にした「選挙のお知らせ版」を作成、配布するので、視覚障害者への便宜供与について、特段の配慮をすること。

3 候補者の氏名等の掲示

- (1) 選挙区選挙においては候補者の氏名及び党派別の掲示、比例代表選挙においては参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示をすることとされている。特に、比例代表選挙において、特定枠名簿登載者の掲示については、その氏名及び当選人となるべき順位を、その他の参議院名簿登載者と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該その他の参議院名簿登載者の次に、掲示の掲載をするものとされており、「参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等の名称等及び参議院名簿登載者の氏名の掲示について」（令和4年5月23日付け埼選管第148号）を参照の上、遺漏、誤り等のないようにすること。

- (2) 投票所及び共通投票所における候補者の氏名等の掲示については、掲示内容に誤りがないか複数の者が事前に確認を行う等の方法により、遺漏及び誤り等がないよう十分留意することはもちろんのこと、選挙人が見やすいものとなるよう、文字ポイントを大きくするほか、レイアウト等にも十分工夫をするとともに、その破損、汚損等が生じたときは、速やかに再掲示する等万全の措置を講じること。

- (3) 期日前投票所における候補者の氏名等の掲示については、公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、期日前投票所内の適当な箇所に掲示することとされているので、遺漏、誤り等のないよう留意すること。

なお、市区町村の選挙管理委員会の委員長の管理する不在者投票記載場所を期日前投票所と別に設ける場合には、不在者投票記載場所において氏名等掲示を行う必要があるため、遺漏のないようにすること。

- (4) 選挙区選挙の場合、投票所における氏名等の掲示の順序は、公示日の立候補届

出の終了時刻が経過した後に、市区町村の選挙管理委員会が開票区ごとにくじで定めること。

また、期日前投票所及び不在者投票記載場所における氏名等の掲示の順序は、投票所における掲示の順序によること。

- (5) 比例代表選挙の場合、公示日に、県選挙管理委員会がくじを行い、政党名等の掲示（期日前投票所又は不在者投票記載場所用）の原稿を作成し、当日中に電子メール及びファックスで送信する予定である。

については、市町村選挙管理委員会連合会が共同入札で決定した業者が作成する掲示用紙が配送されるまでの間、一時的な対応として利用されたいこと。

- (6) 視覚障害者の選挙権行使に配慮するため、点字による氏名等掲示を作成、配布するので、掲載の順序を間違いのないよう並べ替えを行った上で、便宜供与を行うこと。

第6 選挙運動及び政治活動について

選挙運動及び政党等の政治活動については、法令の定めるところに従って行われるように、関係当局との連絡を密にするとともに、次の事項に留意の上、適切な指導等を行うこと。

また、違法なポスター等の掲示については、適宜指導又は撤去命令等の適切な措置をとること。

なお、選挙運動の期間前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために掲示したポスターに氏名等を記載された者が候補者となったときは、当該ポスターの掲示者に対して当該ポスターの撤去義務があるので、適切な措置をとること。

第7 啓発運動の推進について

- 1 明るい選挙を実現するためには、すべての国民が選挙の意義を自覚し、選挙のルールを守り、進んで投票に参加することが必要であるが、今回の総選挙においても、きれいな選挙の推進と投票参加の呼びかけを重点的に行うとともに、選挙をきれいにする国民運動を積極的に推進すること。

特に、近年、国政選挙及び地方選挙において投票率が依然として低い水準にあり、中でも若い世代の投票率が低くなっていることから、若年層の選挙や政治に対する意識の高揚に努めるとともに、各種広報媒体の効果的な活用を図るほか、関係機関等と緊密な連携をとり、積極的に投票参加の呼びかけを行い、投票率の向上に努めること。

また、選挙権年齢の引下げを踏まえ、特に若年層に対しては、選挙区選挙と比例代表選挙の投票方法の違いをはじめ、投票できる時間、期日前投票や不在者投票の方法など、投票に必要な情報の周知徹底を図ること。

- 2 選挙人が安心して投票することができるよう、投票所等において実施している感染症対策の内容を十分に周知するとともに、マスク着用のお願など、予防対策をした上での投票参加の呼びかけを行うこと。また、選挙人の分散を図る観点から期日前投票の積極的な呼びかけを行うほか、投票所等の混雑状況の情報提供に積極的

に努めること。

- 3 高等学校や大学などをはじめ、それらを所管する教育委員会等の関係部局などとも十分に連携し、就職や進学等による引越しの際に住民票の異動をすべき旨の周知を徹底するとともに、市町村の区域外に転出し、住民票を異動してから間もない場合でも不在者投票の方法により投票することが可能であることなど、その投票方法等について積極的に周知を行うこと。
- 4 インターネット等を利用する方法による選挙運動については、一般有権者もウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行うことができるが、一方で、電子メールを利用する方法による選挙運動は一般有権者には認められておらず、また、事前運動や18歳未満の者の選挙運動についても禁止されており、各選挙管理委員会においては、引き続き、認められている事項や留意すべき事項について、きめ細かな周知啓発を実施すること。
- 5 今回の選挙において、新たに選挙権を得ることとなる高校生等が、インターネットによる選挙運動の規制に違反したり、選挙運動に携わり、公職選挙法上認められていない報酬の支給を受けたり、あるいは他人の代わりに投票してしまうなど、公職選挙法等に違反することがないように、必要な周知に努めること。

第8 選挙執行委託費の経理等について

選挙執行委託費の経理に当たっては、国及び地方を通じる財政の状況にかんがみ、必要資材の調達及び選挙の管理執行体制について、従来の慣行にとらわれることなく、合理化の見地から全般的に検討を加え事前に周到な計画を樹立して、経費の適切かつ効率的な使用及び速やかな支出に努めるとともに、経理補助簿を作成すること等により経費使用の明確化を図ること。

なお、投票所におけるアルコール消毒液の設置等の新型コロナウイルス感染症対策に要する経費については、避けることのできない事故その他特別の事情によるものとして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第18条第2項（調整費）の交付対象となること。

また、交付される金額の範囲内で費目相互間の調整を図り、執行経費に不足を生じることのないよう特に配慮すること。

第9 その他の事項

投開票事務に従事する者については、その事務の特殊性にかんがみ、選挙の公正や投票の秘密保持を担保する必要があることから、例えば職員でない者については職員の事務を補助する定型的な単純作業にその業務を限定するなど、事務の処理に遺漏のないようにすること。また、その服務規律については、適切に確保されるよう特に留意すること。